

風力発電・地熱発電に係る国有林野の 貸付け等手続マニュアル

令和3年9月

(令和4年3月一部改正)

林 野 庁

目 次

第1	はじめに	1
	(補充解説1) 「貸付け」と「使用」の違いについて	1
第2	貸付け等の手続の流れ	2
1	貸付け等の手続の概要	2
	(補充解説2) 貸付け等の用途	2
	図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ(環境影響評価手続を実施した場合)	3
2	事前相談	4
	(1) 目的	4
	(2) 相談内容	4
	(3) 相談窓口	4
	(4) 相談方法	4
	(5) その他留意事項	4
	別表1 森林管理局の連絡先一覧	5
	別紙1 事前相談整理表(様式)	6
	(補充解説3) 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に係る証明書の交付	7
	別紙2 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼(様式)	8
3	並行確認手続	9
	(1) 目的及び手続の概要	9
	(2) 並行確認手続の実施時期	9
	(3) 提出書類	9
	(補充解説4) 保安林ポータル	10
	別紙3 並行確認手続依頼書(様式)	11
	別表2 並行確認手続依頼書添付書類一覧	12
	別表3 保安林解除手続の書類との対応一覧表(例)	13
	別表4 準備書等における記載一覧表(例)	14
	(4) 書類の形式の確認	15
	(5) 書類の内容の確認、国有林野管理審議会への諮問	15
	(6) 並行確認手続結果の通知	15
	(7) 並行確認手続結果通知受領後の取扱い	15
	別表5 並行確認手続確認項目一覧表	16
	別紙4 並行確認手続結果通知書(様式)(確認項目一覧に定める条件を満たすことが概ね確認された場合)	17

別紙5	並行確認手続結果通知書（様式）（当該事業内容では契約手続を行うことが困難と判断される場合）	19
別紙6	参考書式（記載例入り）	20
4	契約手続	21
	（1）契約手続の時期	21
	（2）提出書類	21
	（3）提出書類の確認手続	21
別紙7	国有林野貸付申請書	22
別表6	添付書類省略可能条件一覧表	23
第3	添付書類	24
1	添付書類の作成要領	24
別表7	添付書類一覧表	24
	（1）事業計画概要書	25
図2	事業計画概要書（イメージ）	26
	（2）事業計画書	27
	（3）理由書	28
	（4）工程表	29
図3	工程表（イメージ）	30
	（5）位置図	31
	（補充解説5）国有林野の図面情報等	31
図4	位置図（イメージ）	32
	（6）区域図	33
図5	区域図（イメージ）	34
	（7）利用計画図	35
	（補充解説6）風車の旋回範囲	35
図6	利用計画図（イメージ）	36
	（8）実測図（面積計算図）	37
	（9）面積計算簿、測量野帳	37
図7	実測図（イメージ）	38
図8	面積計算図（イメージ）	39
	（10）現況写真、写真撮影方向図	40
図9	現況写真（イメージ）	40
図10	写真撮影方向図（イメージ）	41
	（11）法面の断面図等	42
	（12）防災施設設計図等	43

(13) 施設概要図.....	43
図 11 施設概要図（イメージ）.....	44
(14) 残置森林等関係書類.....	45
(15) 原状回復計画書.....	45
(16) 資金計画書等.....	45
(17) 環境の保全措置等に関する書類.....	46
(18) 関係行政機関の許認可書の写し.....	46
(19) 利害関係者の同意書等.....	47
(補充解説 7) 国民参加の森林づくり等.....	48
(20) 地元市町村の長の同意を証する書類.....	49
(21) 誓約書及び役員名簿.....	49
(22) 契約内容の公表についての同意書.....	49
別紙 8 誓約書.....	50
別紙 9 役員名簿（「別紙 8 誓約書」の別紙）.....	51
別紙 10 同意書.....	52
(23) 本人確認書類等.....	53
2 土地の形質変更が一時的である場合の提出書類の省略.....	54
別表 8 一時的な土地の形質変更区分表.....	55
第 4 貸付け等に係る基準.....	56
別表 9 貸付け等に係る基準と確認に用いる提出書類の対比表.....	61
第 5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準.....	62
1 趣旨.....	62
(補充解説 8) 「緑の回廊」とは.....	62
2 基準.....	62
(1) 基本的な考え方.....	62
(2) 確認の方法.....	63
別表 10 確認ポイント（標準例）.....	64
3 調査等の実施方法.....	64
(1) 計画段階.....	64
(2) 調査段階.....	65
(3) 準備書等の作成段階.....	65
(補充解説 9) 前倒環境調査について.....	66
(補充解説 10) 経過的な措置等.....	66
図 12 評価項目について（考え方の整理）.....	67
第 6 契約締結時、契約期間中又は契約終了時における留意事項.....	68

1	契約締結時における留意事項	68
	(1) 貸付期間について.....	68
	(2) 貸付料について.....	68
	(3) 貸付料の納付について.....	68
2	契約期間中における留意事項	68
	(1) 転貸等の禁止について.....	68
	(2) 貸付地等の災害防止について.....	68
3	契約終了時における留意事項（原状回復について）	69
	別紙 国有林野有償貸付契約書.....	70
別添	評価項目（標準例）	巻末

第1 はじめに

国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしています。このため、国有林野は森林経営の用に供する国有財産として、公益的機能の維持増進を第一に、林産物の供給や国有林野の活用による地域の産業振興・住民福祉の向上への寄与を目標に管理経営しています。

国有林野の活用については、これまでも農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するため、地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け又は使用（以下「貸付け等」といいます。）を行ってきたところです。このような中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、森林内における風力や地熱といった再生可能エネルギーの導入促進への期待が高まっており、特に国有林野には尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くあることから、森林の公益的機能の発揮など国有林野の適切な管理経営と調和する再生可能エネルギーの適正な利用を図ることとしています。

本マニュアルは、風力発電又は地熱発電に必要な施設（発電施設のほか、当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設が含まれます。以下「発電施設等」といいます。）の国有林野への設置に当たり、手続の迅速化、事業の予見性を高めること等を目的として、国有林野の貸付け等に係る必要な手続き、申請に当たり必要な書類の内容、貸付け等に係る基準等について示すものです。

（補充解説1）「貸付け」と「使用」の違いについて

森林経営の用に供し又は供するものと決定した国有林野は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条において、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は使用させることができるとされています。

「使用」と「貸付け」は以下のように運用しています。

使用：立木度（現在の林分材積の当該林分の林齢に対応する期待材積に対する比率をもって表したものをいう。）が3を超え、林木の育成の目的と併せて他の用途の目的に供する場合（例：残置森林や空中使用の場合など）。

貸付け：使用以外であって、他の目的による利用をしている間、その国有林野において林木の育成ができない場合。

第2 貸付け等の手続の流れ

1 貸付け等の手続の概要

国有林野の貸付け等の契約締結に係る手続（以下「契約手続」といいます。）は、一般的に、他の行政庁による許認可等が全て整った後に行います。本マニュアルの対象事業については、事業の予見性の向上や契約手続を迅速に進める観点から、事業者からの依頼に基づき、他の行政庁が許認可等の手続を行っている期間に並行して、国有林野の貸付け等の条件を満たすかどうか確認すること（以下「並行確認手続」といいます。）を行います。また、貸付け等手続に関する事前相談は、契約手続に先立ち、いつでもすることができます。

事業実施区域（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項第3号に規定する「対象事業実施区域」及びこれに準ずるものを含みます。以下同じ。）が緑の回廊の区域に掛かる場合は、野生生物の移動経路の確保への支障等について確認する必要があります。詳しい手順については、本マニュアル「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」を参照してください。

森林法（昭和26年法律249号）に基づく保安林の指定の解除手続（以下「保安林解除手続」といいます。）等他法令に基づく許認可手続及び、環境影響評価法に規定する手続（以下「環境影響評価手続」といいます。）と、風力発電又は地熱発電に係る新たな国有林野の貸付け等に係る手続の関係を時系列で整理すると、その概略は「図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ（環境影響評価手続を実施した場合）」のとおりです。

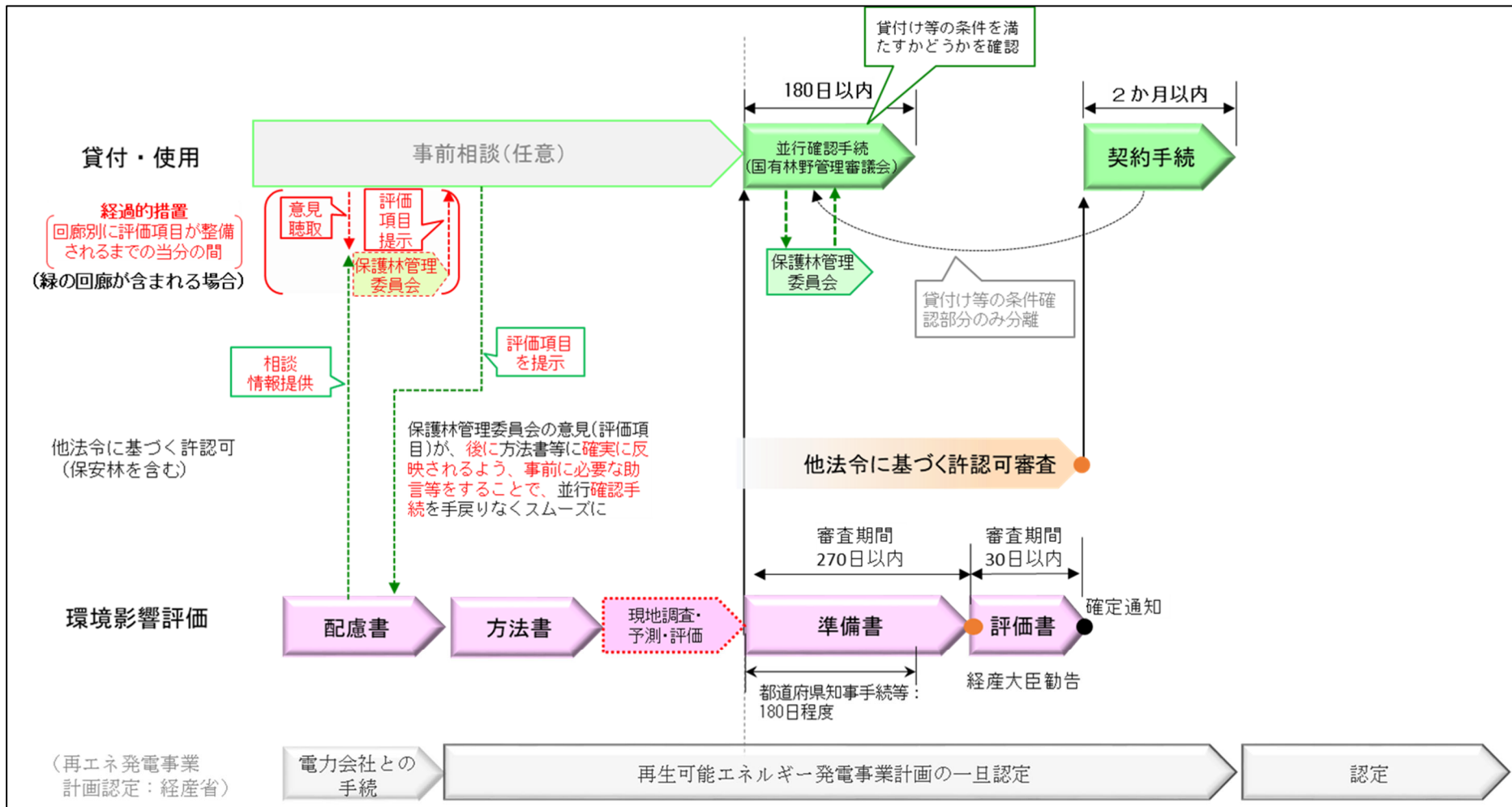
（補充解説2）貸付け等の用途

貸付け等の契約では、国有林野の利用計画を明確にするため、並行確認手続や契約手続の書類において用途別の名称及び面積を明確にしておく必要があります。

用途については、主要施設（風車、生産井、還元井、発電所建屋等）と各附帯施設（送電線、管理用道路、一時作業ヤード、残置森林等）ごとに区分してください。

また、各施設において、「貸付け」ではなく「使用」となる区域は、さらに区分するようお願いいたします（（例）風車の羽下のみ等）。

図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ（環境影響評価手続を実施した場合）



2 事前相談

(1) 目的

並行確認手続や契約手続に必要な書類の作成を円滑に進めるため、事業計画が具体化する状況に応じて、書類の作成に必要な事項等について、事前に相談することができます。なお、事前相談は任意のため、その有無によって事業者に対して不利益となるものではありません。

(2) 相談内容

事前相談では、検討している事業計画の内容や本マニュアルに関する相談をすることができます。

(3) 相談窓口

事前相談の窓口は、森林管理局計画保全部保全課（以下「局保全課」といいます。）です。なお、現地調査等のため、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」といいます。）に直接連絡することは差し支えありません。森林管理局の連絡先は、「別表1 森林管理局の連絡先一覧」のとおりです。

(4) 相談方法

事前相談の方法は、対面、電話、電子メール等事業者が希望する方法とします。また、書類の提出は必要ありませんが、事業者が任意で資料を提出することは差し支えありません。

(5) その他留意事項

- ・ 事前相談において、局保全課以外の職員が参加することもあります。
- ・ 事前相談時に直ちに回答できない場合は、その理由や回答の時期の見通しをお伝えします。
- ・ 貸付け等を希望する場所及びその周辺における他の事業者の動向については、回答できないことがあります。
- ・ 事前相談の概要については、森林管理局において、「別紙1 事前相談整理表（様式）」により記録します。

別表1 森林管理局の連絡先一覧

森林管理局	所在地	代表電話番号	管轄地域
北海道森林管理局 保全課	〒064-8537 北海道札幌市中央区 宮の森三条7 -70	011-622-5213	北海道
東北森林管理局 保全課	〒010-8550 秋田県秋田市中通 5-9-16	018-836-2014	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県
関東森林管理局 保全課	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1155	福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、静岡県
中部森林管理局 保全課	〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5	026-236-2720	富山県、長野県、岐阜県、 愛知県
近畿中国森林管理局 保全課	〒530-0042 大阪府大阪市北区 天満橋1-8-75	050-3160-6700	石川県、福井県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国森林管理局 保全課	〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2210	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州森林管理局 保全課	〒860-0081 熊本県熊本市西区 京町本丁2 -7	096-328-3500	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

(備考) この表は、林野庁HP (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/kokuyuurinyanokatsuyou.html) にも掲載しております。林野庁HPでは、森林管理署等HPへのリンクもありますのでご利用ください。

別紙1 事前相談整理表（様式）

事前相談整理表

応接者	森林管理局名： 担当者：（役職及び氏名）		
相談者			
事業計画名			
連絡先			
所在地	県 市（町村） 字 森林管理署 国有林 林班 小班 <small>※複数の森林管理署等が該当する場合は、その旨を記述。また、複数小班ある場合は、すべての小班が分かるよう記載。</small>		
事業区域面積 （うち国有林野面積）			
法令規制等			
対応状況			
相談年月日	相談内容	回答年月日	回答内容
年 月 日		年 月 日	
今後の対応方針			

（注）

- 1 提出書類の形式確認において補正を要した場合の対応状況を記録する場合は、表題を「対応状況表」とする。
- 2 所在地欄の「森林管理署」については、森林管理署の支署の場合は「森林管理支署」と、森林管理事務所の場合は「森林管理事務所」と記載すること。

(補充解説3) 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に係る証明書の交付

再生可能エネルギー発電事業計画につき経済産業大臣の認定（以下「再エネ発電事業計画認定」といいます。）に係る申請を行うに当たっては、発電施設の設置場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又は、これを確実に取得することができることを認められるための書類を添付して、経済産業大臣に申請する必要があります。ただし、地権者が国である場合は、国との間で貸付け等の協議を開始していることを証明する書類（以下「証明書」といいます。）を添付すればよいとされています。

このため、森林管理署等では、事業者から依頼があった場合は、証明書を交付しています。証明書の交付依頼をする場合は、「別紙2 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼（様式）」に必要事項を記載し、添付書類を添えて、森林管理署等に提出してください。

《留意点》

- ・この証明書は、貸付け等の契約を確約するものではありません。
- ・この証明書を添付して再エネ発電事業計画認定の申請を行った場合は、一旦認定（※）となります。
- ・証明書交付に当たり、他の事業者の動向は回答できないことがあります。

（※）再エネ発電事業計画認定の日の翌日から180日（法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年）が経過した日を期限として、必要書類の提出が必要であり、期限までに当該書類の提出がない場合は、再エネ発電事業計画認定が取り消される可能性があります。詳しくは、経済産業局にお問い合わせください。

別紙2 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼（様式）

再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

(依頼人)

住所

氏名

貴署所管の国有林野において、再生可能エネルギー発電事業を計画しており、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項で規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に当たり、貴署所管の国有林野の貸付け又は使用の事前相談又は手続を行っていることの証明を受けたいので、下記のとおり依頼します。

なお、本証明をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではなく、諸要件が整った上で貸付け又は使用許可申請を行うものであり、林野庁長官が定める審査基準に適合する場合に限り借り受け又は使用できるものであることを了承しています。

また、本証明に係る一旦認定を受けた場合は、速やかに報告するとともに認定通知書の写しを提出します。

記

1. 貸付け又は使用（見込み）の申請内容

- (1) 所 在 :
- (2) 面 積 : m²
- (3) 目的用途:

※所在欄には、〇〇国有林〇〇林小班外等と記載する（代表林小班のみの記載で差し支えない）。複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。

※面積欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積（発電施設敷、作業道等）を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。

※提出先が森林管理署支署の場合は、森林管理署支署長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴支署」とする。また、提出先が森林管理事務所の場合は、森林管理事務所長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴事務所」とする。

2 添付書類

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画案（写）
- (2) 国有林野施業実施計画図等に事業対象地を示した見取図
- (3) 地元地方公共団体等との対応状況を示す書類（打合せ記録等）
- (4) その他
(例) 契約又は許可不適合者に該当していないことを明らかにする書類等

3 並行確認手続

(1) 目的及び手続の概要

並行確認手続は、事業の予見性の向上及び契約手続の迅速化を促すため、事業者が事業を実施するに当たり他の行政庁の許認可申請等の手続を行う場合においては、事業者からの依頼に基づき、契約手続に先立ち、他の行政庁が当該許認可等の手続を実施している期間において、並行して貸付け等の条件を満たすかどうかを確認する手続です。また、当該確認結果は事業者へ通知（以下「並行確認手続結果通知」といいます。）されます。

(2) 並行確認手続の実施時期

並行確認手続は、環境影響評価手続等（環境影響評価法に基づくものに加え、これに準ずるものとして地方公共団体が定める条例に基づき実施するもの及び事業者団体が定めるガイドライン等に基づき自主的に実施するものを含みます。以下同じ。）の実施を踏まえ、準備書等（同法第14条に規定するもの及びこれに準ずるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述されたものをいいます。以下同じ。）について都道府県知事及び市町村長への送付（同法第15条に規定する手続及びこれに準ずるものを含みます。）がなされた時点から受け付けます。

森林管理局は、受け付けてから180日以内（（4）の書類の形式の確認における補正を要した場合にあっては、補正を受け形式の不備が解消されてから180日以内）に確認結果を通知するようにします。

(3) 提出書類

「別紙3 並行確認手続依頼書（様式）」に必要事項を記載し、「別表2 並行確認手続依頼書添付書類一覧」の添付書類を添えて、局保全課に提出してください。なお、電子媒体で提出することもできます。添付書類の作成要領等については、本マニュアル「第3 添付書類」を参照してください。

なお、以下の場合については、他の行政庁の許認可申請等の手続において作成している書類を添付書類とすることができます。当該書類の活用を希望する場合は、活用を希望する書類が明確に分かるよう並行確認手続依頼書に書類名及び申請年月日等を記載してください。

① 保安林解除手続における書類を作成している場合

並行確認手続に先行して保安林解除手続が行われている場合は、保安林解除手続の申請時に提出した書類のうち「法面の断面図」、「防災施設設計図」、

「残置森林等関係書類」等の並行確認手続で求める添付書類と同内容の書類について、書類の添付を省略することができます。（別表3 保安林解除手続の書類との対応一覧表(例)）。

② 環境影響評価手続等における書類を作成している場合

環境影響評価手続等が行われているため準備書等が添付される場合には、当該準備書等において国有林野の林班や小班が記載されているなど貸付け等手続に必要な情報が網羅されている場合には、「工程表」、「位置図」、「施設概要図等」などの書類の添付を省略することができます（別表4 準備書等における記載一覧表(例)）。

(補充解説4) 保安林ポータル

林野庁ホームページには、保安林の指定解除要件に係る情報や、関係法令・通知類、マニュアルなど保安林解除に関する情報を集約した「保安林ポータル」を設けています。ここでは、制度の解釈に関する質問を受け付けています。

保安林ポータル：https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html

別紙3 並行確認手続依頼書（様式）

年 月 日

森林管理局長 殿

住所
氏名（名称）

並行確認手続依頼書

貴局所管の下記の国有林野の貸付け等手続に係る並行確認手続を依頼します。

記

- 1 所在
- 2 数量（面積）
- 3 用途
- 4 用途別内訳

用途	数量	備考
	m ²	
	m ²	
	m ²	

- 5 貸付け等申請予定時期
年 月頃予定

- 6 活用希望書類

活用希望書類名	ページ	申請年月日	省略する書類名

（注）

- 1 所在欄には、〇〇国有林〇〇林小班外と記載する。複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。
- 2 数量（面積）欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積（発電施設敷、作業道等）を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。単位はm²とし、整数止めを基本とするが、宅地の場合は小数点2位止めとする。
- 3 用途欄には、事業計画の名称を含めて記載する。
- 4 用途別内訳の備考には、貸付契約、使用契約の別を記載する。
- 5 活用希望書類名には、保安林解除手続書類又は環境影響評価手続等における準備書等の書類名を記載すること。ページ欄には、書類の一部に記載がある場合等に記載すること。申請年月日は、保安林解除手続書類を活用する場合に、申請した年月日を記載すること。省略する書類名には、並行確認手続依頼書の添付書類のうち、省略を希望する書類名を記載する。
- 6 複数の森林管理署、森林管理支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）にまたがる場合は、1～4の内容が森林管理署等別に分かるよう別途一覧を作成すること。

別表2 並行確認手続依頼書添付書類一覧

書類名
事業計画概要書
事業計画書
理由書
工程表
位置図
区域図
利用計画図
現況写真、写真撮影方向図
法面の断面図等
防災施設設計図等
施設概要図
残置森林等関係書類
原状回復計画書
資金計画書等
環境影響評価手続等における準備書等
関係行政機関の許認可等の手続の状況
利害関係者の同意の状況
地元市町村との調整状況
誓約書、役員名簿
契約内容の公表についての同意書
本人確認書類

別表3 保安林解除手続の書類との対応一覧表（例）

並行確認手続依頼書の添付書類	保安林解除手続の書類※
事業計画概要書	
事業計画書	
理由書	用地事情に係る書類
工程表	工事工程表
位置図	
区域図	
利用計画図	事業施設配置図
現況写真、写真撮影方向図	現況写真
法面の断面図等	縦横断面図、土量計算書
防災施設設計図等	代替施設配置図・平面図 排水施設平面図、排水施設流量計算書 流出土砂滞留施設平面図、流出土砂貯留施設設計計算書 洪水調節施設等平面図、洪水調節施設等計算書 集水区域図・構造図
施設概要図	
残置森林等関係書類	事業施設配置図
原状回復計画書	
資金計画書等	予算書及び予算議決書、実現の確実性に係る書類
環境影響評価手続等における準備書等	
関係行政機関の許認可等の手続の状況	許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可書の写し
利害関係者の同意の状況	直接利害関係者の証書 利害関係者の意見
地元市町村との調整状況	利害関係者の意見
誓約書、役員名簿	
契約内容の公表についての同意書	
本人確認書類	法人登記事項証明書 団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類 実現の確実性に係る書類

※保安林の解除事務等マニュアル 風力編・地熱編（転用に伴う保安林の指定解除の申請書類の一式）参照。

別表4 準備書等における記載一覧表（例）

並行確認手続依頼書の添付書類	記載箇所参照先
事業計画書	第2章 対象事業の目的及び内容 2.1.対象事業の目的 2.2対象事業の内容 2.2.a（題名）
理由書	第2章 対象事業の目的及び内容 2.1.対象事業の目的 2.2対象事業の内容 2.2.b（題名）
工程表	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.b（題名）
位置図	第2章 対象事業の目的及び内容 2.1.対象事業の目的
利用計画図	第2章 対象事業の目的及び内容 2.1.対象事業の目的、2.2対象事業の内容 2.2.b（題名）
現況写真、写真撮影方向図	第2章 対象事業の目的及び内容 2.1.対象事業の目的、2.2対象事業の内容 2.2.b（題名）
法面の断面図等	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.c（題名）
防災施設設計図等	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.d（題名）
施設概要図	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.e（題名）
残置森林等関係書類	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.f（題名）
原状回復計画書	第2章 対象事業の目的及び内容 2.2対象事業の内容 2.2.g（題名）
関係行政機関の許認可等の手続の状況	第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.a.b関係法令などによる規制状況のまとめ
<p>（備考）事業計画概要書、区域図、資金計画書等、利害関係者の同意の状況、地元市町村との調整状況、誓約書、役員名簿、契約内容の公表についての同意書、本人確認書類は環境影響評価手続等における準備書等に含まれていません。</p>	

(4) 書類の形式の確認

森林管理局は、並行確認手続依頼書の提出があった場合は、所定の添付書類が具備されていることや記載事項に形式上の不備がないことを確認（以下「形式の確認」といいます。）します。不備がある場合は補正が必要である旨をお知らせしますので、必要な措置を講じてください。

なお、補正を要した場合の対応状況については、森林管理局で「別紙1 事前相談整理表（様式）」を対応状況表として記録し、事業者からの求めがあれば、当該並行確認手続の進行状況等を示します。

(5) 書類の内容の確認、国有林野管理審議会への諮問

森林管理局は、形式の確認後（(4)で定める補正を要した場合にあっては、補正を受け形式の不備が解消された後）は、遅滞なく、提出書類の内容が「別表5 確認項目一覧表」で定める条件を満たすかどうかの確認を開始します。

提出書類の内容が、当該条件を概ね満たすことが確認された場合であって、かつ貸付け等の対価が概ね年額200万円以上と見込まれる場合は、森林管理局長は森林管理局に設置する国有林野管理審議会に諮問します。

(6) 並行確認手続結果の通知

提出書類の内容が当該条件を満たすことが概ね確認された場合には、その結果（国有林野管理審議会に諮問した場合にはその答申内容を含みます。）を、事業者に対して、「別紙4 並行確認手続結果通知書（様式）（確認項目一覧に定める条件を満たすことが概ね確認された場合）」によりお伝えします。

なお、当該事業内容では契約手続を行うことが困難と判断される場合には、その旨を、事業者に対して、「別紙5 並行確認手続結果通知書（様式）（当該事業内容では契約手続を行うことが困難と判断される場合）」により通知します。

(7) 並行確認手続結果通知受領後の取扱い

① 別紙4による並行確認手続結果通知を受領した場合

並行確認手続に使用した提出書類の内容に変更があった場合は、当該変更を踏まえ、改めて並行確認手続の依頼をすることができます。

契約手続の申請をする際、並行確認手続で使用した添付書類のうち、内容に変更のないものについては、申請書の添付書類として、その添付を省略することができます。また、事業に関し保安林解除手続が行われている場合は、保安林解除手続の申請時に提出した書類を、申請書の添付書類として、その添付を

省略できる場合があります。さらに、事業に関し環境影響評価手続等が行われている場合で、環境影響評価書等を提出する場合は、当該環境影響評価書等中で申請書の添付書類と同内容の書類が含まれている場合は、申請書の添付書類を省略できる場合があります。契約手続の申請において、添付書類の省略を希望する場合は、省略を希望する添付書類が明確に分かるよう、「別紙6 参考書式」により省略する添付書類名及び申請年月日等を記載してください。詳しくは、「4 契約手続」を参照してください。

② 別紙5による並行確認手続結果通知を受領した場合

事業内容を再検討の上、改めて並行確認手続の依頼をすることができます。

別表5 並行確認手続確認項目一覧表

項目	特に確認する内容
(1) 依頼者が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること	発電施設等の設置・運用・撤去を行うために必要な信用及び資力があることについて、本人確認書類、誓約書、役員名簿、契約内容の公表についての同意書等により確認。
(2) 依頼者が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること	貸付契約又は使用契約を締結した後、利用計画に沿って、遅滞なく、権利移転を前提とすることなく実施することについて、事業計画概要書、事業計画書、施設概要図、原状回復計画等により確認。
(3) 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること	利用計画の内容が具体的であることについて、工程表、利用計画図、資金計画書等、現況写真、写真撮影方向図等により確認。
(4) 貸付け等に係る面積が、用途に応じ、必要最小限であること	貸付け等に係る土地の面積が、事業の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであることについて事業計画書、区域図等により確認。
(5) 他に代替地がないこと	事業計画書、理由書、位置図、現況写真、写真撮影方向図、法面の断面図等、防災施設設計図等、残置森林等関係書類、環境影響評価手続等における準備書等、関係行政機関の許認可等の手続の状況、利害関係者の同意の状況、地元市町村との調整状況等により、以下の点を確認。 ① 対象地の条件 (i) 国有林野の管理経営上支障がないこと。 (ii) 土地利用規制等の各種法令による必要な許認可等の手続の状況。 (iii) 風力及び地熱資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて発電施設等の設置に適した立地であること。 (iv) 発電施設等の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと。 (v) 対象地が所在する市町村との調整の状況。 ② 発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地にないこと又は当該民有地がある場合はその利用ができる見込みがないこと。

別紙4 並行確認手続結果通知書（様式）（確認項目一覧
に定める条件を満たすことが概ね確認された場合）（1 / 2 頁）

並行確認手続結果通知書

番 号
年 月 日

（依頼人）

住所

氏名

〇〇森林管理局長

年 月 日付けで依頼のあった件（事業計画の名称を記載）について、並行確認手続を実施した結果を下記のとおり通知します。なお、提出書類（別紙に記載した留意事項を含む。）の内容に変更があった場合は、依頼に応じて改めて並行確認手続を実施することができます。

記

- 1 提出された書類を確認した結果は、別紙のとおりです。
なお、契約に際しては、別紙の留意事項で示した点を整理した上で、申請してください。また、並行確認手続で提出していない書類で契約の申請に必要な書類（例：実測図、面積計算簿等）を添付してください。
- 2 国有林野管理審議会には〇年〇月〇日に諮問し、異議なしとの答申がされました。
- 3 本通知をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではないことにご留意ください。

（注）国有林野管理審議会を開催しなかった場合は、2を削除して通知すること。

別紙4 並行確認手続結果通知書（様式）（確認項目一覧）

に定める条件を満たすことが概ね確認された場合）（2 / 2 頁）

別紙

書類名	申請に当たっての留意事項（記載例）
事業計画概要書	申請までに記載内容に変更が生じた場合は再提出してください。
事業計画書	同上
理由書	同上
工程表	同上
位置図	同上
区域図	同上
利用計画図	同上
現況写真、写真撮影方向図	同上
法面の断面図等	同上
防災施設設計図等	同上
施設概要図	同上
残置森林等関係書類	同上
原状回復計画書	同上
資金計画書等	同上
環境影響評価手続等における準備書等	申請時には、環境影響評価書等を提出してください。なお、環境影響評価書を提出する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づく通知の写しも併せて提出してください。
関係行政機関の許認可等の手続の状況	申請時には、関係行政庁の許認可等を取得し、その写しを提出してください。
利害関係者の同意の状況	申請時には、同意を証する書類を提出してください。
地元市町村との調整状況	申請時には、同意を証する書類を提出してください。
誓約書、役員名簿	申請までに記載内容に変更が生じた場合は再提出してください。
契約内容の公表についての同意書	同上
本人確認書類	同上

（注）複数の森林管理署等に跨る場合の申請時には、森林管理署ごとへ提出が必要となります。

別紙5 並行確認手続結果通知書（様式）（当該事業内容
では契約手続を行うことが困難と判断される場合）

並行確認手続結果通知書		番 号
		年 月 日
(依頼人)		
住所		
氏名		
〇〇森林管理局長		
年 月 日付けで依頼のあった件（事業計画の名称を記載）について、並行確認手続を実施した結果、下記の理由により、国有林野の貸付け等契約手続を行うことは困難であることを通知します。		
記		
(理由を記載)		

別紙6 参考書式（記載例入り）

他の手続の添付書類活用対応表

活用希望書類名	活用元手続名	申請年月日	省略する書類名
誓約書、役員名簿	並行確認手続	—	誓約書、役員名簿
縦横断面図、 土量計算書	保安林解除手続	令和3年10月1日	法面の断面図等
〇〇環境影響評価書 (60ページ第2 章……)	環境影響評価手 続等	—	理由書

(注)

- 1 活用希望書類名欄には、他の行政手続において提出した書類名を記載すること。
- 2 活用希望書類が環境影響評価書等の場合は、該当するページ及び対応する項目を記載すること。
- 3 手続名には、添付書類活用元の手続の名称（並行確認手続、保安林解除手続、環境影響評価手続等）を記載すること。
- 4 申請年月日欄には、保安林解除手続において、森林管理署等に申請した年月日を記載すること。
- 5 省略する書類名欄には契約手続において省略を希望する書類名を記載すること。

4 契約手続

(1) 契約手続の時期

契約手続の開始時期は、並行確認手続結果通知（確認項目一覧に定める条件を満たすことが概ね確認された場合）を受けた後、土地利用規制等に係る法令等による許認可等や地元市町村の長の同意を証する書類などを取得し、かつ、現地測量等で、貸付け等の位置・面積が確定した段階以降になります。

なお、保安林が指定されている国有林野の契約手続の開始の時期については、以下のようになることが想定されます。

- ① 資材運搬路の設置などが都道府県知事による保安林の形質変更の許可（森林法第34条第2項。以下「保安林内作業許可」といいます。）で行われる場合には、都道府県知事からの保安林作業許可の取得以降
- ② 発電施設本体の設置などが保安林解除により行われる場合には、保安林解除手続における都道府県知事の予定告示（森林法第30条）以降

(2) 提出書類

「別紙7 国有林野貸付申請書」に必要事項を記載し、「別表6 添付書類省略可能条件一覧表」を参考に添付書類を作成の上、森林管理署等に提出してください。書類は電子媒体で提出することもできます。

なお、以下の①②③の書類は、添付を省略できる場合があります。

添付書類を省略して申請する際は、省略した添付書類が明確に分かるよう、「別紙6 参考書式」により省略する添付書類名及び申請年月日等を記載し、申請書に添付して提出してください。

- ① 並行確認手続で提出した書類と内容の変更が生じない場合
- ② 保安林解除申請手続に提出した書類と内容が一致している書類
- ③ 環境影響評価書等（環境影響評価法第21条第2項に基づく環境影響評価書及びこれに準じるものであって設置する発電施設等の種類、数及び設置場所等が概ね具体的に記述されたものです。以下同じ。）に添付書類の内容が含まれている書類

（注）②、③の場合、本マニュアルの第3の「添付書類」で記した内容を満たしていることが必要です。また、事業計画概要書は上記にかかわらず、必ず添付してください。

(3) 提出書類の確認手続

森林管理署等において、提出書類の記載内容が、並行確認手続結果通知から基準（参照「第4 貸付け等に係る基準」）への適合の判断に影響を及ぼす重要な変更がないこと及び基準に適合しているかを確認し、国有林野の用途又は目的を妨げないと判断した場合は契約を締結します。

別紙7 国有林野貸付申請書

年 月 日

森林管理署長 殿

住所

申請者

氏名 (名称)

国 有 林 野 貸 付 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 所 在 地

2 数量 (面積)

3 用 途

4 用途別内訳

用 途	数 量	用 途	数 量
	m ²		m ²
		計	

5 申請貸付期間 自 年 月 日 至 年 月 日

- (注) 1 使用申請の場合にあつては、「貸付」を「使用」に変更して使用すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。

別表6 添付書類省略可能条件一覧表

添付書類	省略可能条件
事業計画概要書	なし
事業計画書	①、③
理由書	①、②、③
工程表	①、②、③
位置図	①、③
区域図	①
利用計画図	①、②、③
実測図	②
面積計算簿、測量野帳	②
現況写真、写真撮影方向図	①、②、③
法面の断面図等	①、②、③
防災施設設計図等	①、②、③
施設概要図	①、③
残置森林等関係書類	①、②、③
原状回復計画	① ③
資金計画表	①、②、③
環境の保全措置等に関する書類	①
関係行政機関の許認可の写し	②
利害関係者の同意書	②
地元市町村の長の同意を証する書類	②
誓約書、役員名簿	①
契約内容の公表についての同意書	①
本人確認書類	①、②
(備考) ① 並行確認手続で提出した書類と内容の変更が生じない場合 ② 保安林解除申請手続に提出した書類と内容が一致している場合 ③ 環境の保全措置等に関する書類として「環境影響評価書等」が提出され、添付書類の内容が含まれている場合	

第3 添付書類

1 添付書類の作成要領

並行確認手続又は契約手続で必要となる添付書類は、「別表7 添付書類一覧表」のとおりです。

それぞれの添付書類の作成要領は(1)～(23)のとおりです。一部、作成イメージがありますが、あくまでイメージであり、(21)及び(22)を除く添付書類は任意様式です。

別表7 添付書類一覧表

提出書類	備考
(1) 事業計画概要書	
(2) 事業計画書	
(3) 理由書	
(4) 工程表	
(5) 位置図	
(6) 区域図	
(7) 利用計画図	
(8) 実測図	並行確認手続時は提出不要
(9) 面積計算簿、測量野帳	並行確認手続時は提出不要
(10) 現況写真、写真撮影方向図	
(11) 法面の断面図等	
(12) 防災施設設計図等	
(13) 施設概要図	
(14) 残置森林等関係書類	
(15) 原状回復計画書	
(16) 資金計画書等	
(17) 環境の保全措置等に関する書類	
(18) 関係行政機関の許認可書の写し	
(19) 利害関係者の同意書等	
(20) 地元市町村の長の同意を証する書類	
(21) 誓約書、役員名簿	
(22) 契約内容の公表についての同意書	
(23) 本人確認書類	

(1) 事業計画概要書

事業の全体計画の概要、期別計画の概要等をまとめたものです。

事業計画概要書の作成に当たっては、「図2 事業計画概要書(イメージ)」と以下の留意事項を参考に作成してください。

(留意事項)

- ① 事業主体は、事業を統括して行う事業者等の名称で、申請書等の名義人と一致させてください。
- ② 施工主体は、各工程を行う事業者名ですが、各手続段階で確定していない場合は、その旨を記載してください。
- ③ 施設名称と計画名称は、再エネ発電事業計画認定の申請等と一致させてください。
- ④ 面積は、事業計画全体の面積と、民有地・国有林野別の面積内訳を記載してください。
国有林野内の面積については、林小班別に用途別の内訳の記載が必要ですが、面積の内訳表は、別紙としても差し支えありません。
- ⑤ 地元市町村の長の同意、関係行政機関の許認可及び利害関係者の同意については、それぞれの取得状況を記載してください。
- ⑥ 上記のほか、事業計画書に記載される事項で、重要な事項は事業計画概要書に記載してください。

図2 事業計画概要書（イメージ）

事業計画概要書

事業主体等の名称等は、当初は仮称だった名称が申請時に変更となった場合に、変更が反映されていない場合があります。

1 事業主体 ○○株式会社

2 施工主体 (森林の伐開) ○○林業株式会社
(整地等) 株式会社○○土木 (予定)
(施設の建設) 調整中

3 施設名称 ○○ウインドファーム (仮称)

4 計画名称 ○○ウインドファーム発電事業

5 面積 (1) 全体面積 20.7626 ha
(2) 面積内訳 民有地 13.2453 ha (社有地及び個人所有地)
国有林野 7.5173 ha

林班	小班	面積(ha)				特記事項
		発電施設 敷	管理用道 路	一時作業 地	小計	
1111	い	0.4401			0.4401	保安林
	に	0.1251	0.1345	0.1852	0.4448	//
	口	0.0025	0.1312		0.1337	//、自然公園
	林班計	0.5677	0.2657	0.1852	1.0186	//、自然公園
1222	ろ	0.4624		0.1125	0.5749	保安林
	は	0.3851	1.2013	0.0852	1.6716	//
	と		0.8852		0.8852	//
	イ		0.0251	0.1926	0.2177	-
	林班計	0.8475	2.1116	0.3903	3.3494	保安林
1333	い		2.5121	0.1585	2.6706	
	る	0.2852	0.1352	0.0583	0.4787	//
	林班計	0.2852	2.6473	0.2168	3.1493	//
	合計	1.7004	5.0246	0.7923	7.5173	

6 地元市町村の長の同意
「地元市町村の長の同意書(写)」参照

7 関係行政機関の許認可状況 (詳細は「関係行政機関の許認可書(写)」参照)

(1) 令和○年○月○日 再生可能エネルギー発電事業計画認定済

(2) 令和○年○月○日 保安林解除済

(3) 令和○年○月○日 環境影響評価書確定通知

8 利害関係者の同意状況 (詳細は「利害関係者の同意書等(写)」参照)

(1) 令和○年○月○日 民有地所有者との賃貸借契約締結

(2) 令和○年○月○日 ○○送配電株式会社と系統連系契約を締結

(2) 令和○年○月○日 資材運搬路となる道路所有者から同意

事業地が全て国有林野内の場合の記載例は以下のとおりです。
(2) 面積内訳 全面積国有林野

多方面との調整で、各林小班や面積が、当初計画から修正される際には、他の書類も含め、入念に数字を確認してください。

許認可に至っていない場合は状況の資料を添付してください。

(2) 事業計画書

事業計画書は、事業規模（面積、延長等）、設置施設一覧（数量、構造等）、施設規模等決定過程の説明、土地利用規制、その他必要な事項等、事業計画についての説明書類です。

事業計画書の作成に当たっては、以下の留意事項を網羅していることを確認の上作成してください。

なお、以下の留意事項を満たしている事業計画書である場合は、他の手続等で使用した事業計画書を兼用しても差し支えありません。

(留意事項)

- ① 環境影響評価や再エネ発電事業計画認定における事業計画の名称を「事業計画名称」としてください。
- ② 事業計画における国有林野の貸付け等対象地の代表林班名を「事業の場所」として記載（（例）〇〇県〇〇市〇〇国有林 1 1 1 1 林班他）してください。
- ③ 事業内容として、事業の基本方針、コンセプト、国有林野内の既存施設への配慮、事業計画全体における用地選定の経緯や地元への配慮等について記述してください。

また、事業規模の詳細（発電設備容量、発電機等主要施設の数量（基数）、新たに設置する附帯施設（管理用道路等）の種類及び数量（延長等））について、一覧等で記述してください。

なお、事業計画全体についての説明を主とし、国有林野の貸付け等の申請地を選定した理由の詳細は、「(3) 理由書」で記述してください。

- ④ 再生可能エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等、民有地や既存道路の活用、工法の検討等を通じた事業区域決定に至る検討過程を記述してください。環境影響評価法の対象事業である場合には、「(17) 環境の保全措置等に関する書類」の概要を記述してください。
- ⑤ 事業着手から運転開始までの工事期間と事業期間についての説明を記載してください。なお、「(4) 工程表」と齟齬が無いように留意してください。
- ⑥ 排水・土砂流出防止等の災害防止対策の概要、残置森林の設定状況、残土が発生する場合の処理方法及び事業終了後の原状回復に係る方針の全体計画について記載してください。

(3) 理由書

再生可能エネルギー資源の賦存状況を記した資料等から、事業区域が事業地として適当であると選定した理由を記述した書類です。

理由書の作成に当たっては、以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 申請に係る事業区域を事業地として選定するに至った再生可能エネルギー資源の賦存状況を記述してください。
- ② ①の他、道路等インフラに関するアクセス距離及び送電距離等並びに事業地として選定するに至った事項について記述してください。
- ③ 上記①及び②を踏まえた各主要施設（風車、生産井、還元井等）及び附帯施設（送配電線、管理用道路等）に係る選定経過について記述してください。
- ④ 地域への説明や調整に関する状況について記述してください。
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」といいます。）第 7 条第 1 項に定める設備整備計画につき市町村の認定を受けている場合は、その経過について記述してください。
- ⑥ その他、事業地選定経過に係る事項がある場合には、その内容について記述してください。
- ⑦ 上記の記載内容が、「(17) 環境の保全措置等に関する書類」として提出する環境影響評価書等から引用している場合は、その引用箇所を記載してください。

(4) 工程表

工程表は、主に申請期間、「(2) 事業計画書」の記載事項(工事期間、災害防止対策等)及び各種許認可等の整合を確認するための書類です。

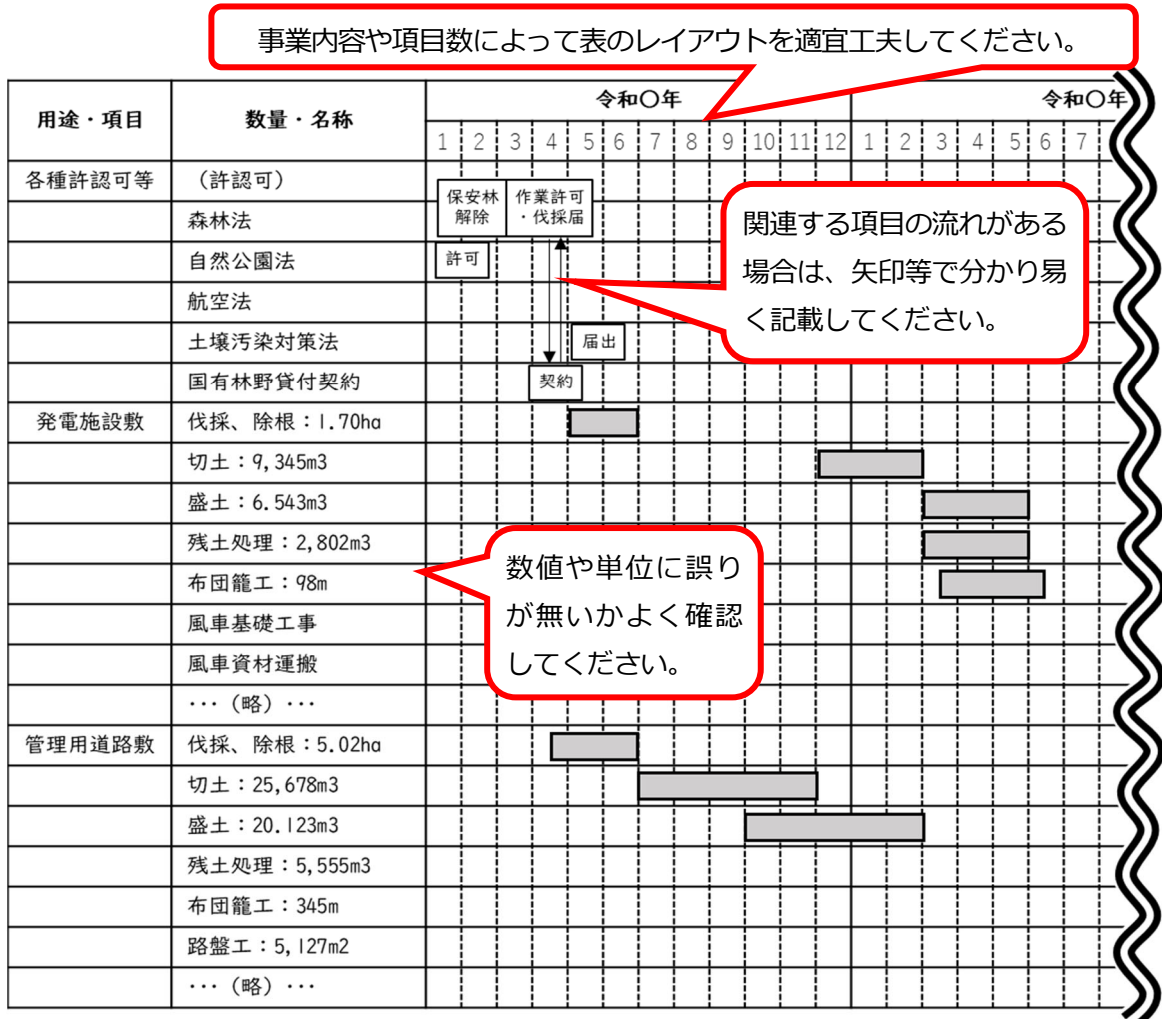
また、月単位での運転開始までの工程計画を、工種別に確認し、不適切な事業計画となっていないかを確認する書類です。

工程表の作成に当たっては、「図3 工程表(イメージ)」と以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 事業地に国有林野以外の土地が含まれる場合には、貸付け等の申請書類との整合を確認するため、事業全体の工程だけではなく、国有林野のみの工程を区分して作成してください。
- ② 事業全体の工程と国有林野内を区分する際に、それぞれの工程を併記とするか別葉とするかについては、作成しやすい任意の方法を選択してください。
- ③ 項目が多くなる場合は、できるだけ少ない枚数に収めてください。その際、不鮮明にならないようにレイアウトを工夫してください。
- ④ 工程表の期間は、契約締結予定日から運転開始までとなります。

図3 工程表 (イメージ)



(5) 位置図

事業区域全体が分かり、国有林野とそれ以外の土地の境界を確認するための図面であり、事業を実施する国有林野及び周辺の人家又は公共施設等が把握できるように各種情報が記載された図面です。

位置図の作成に当たっては、「図4 位置図(イメージ)」と以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 縮尺は50,000分の1以上とし、事業区域のおおよその形状や周辺施設との位置関係が把握できる縮尺を設定し、国有林野の林班とその境界を明示してください。また、複数枚にわたる場合は全体がわかる図面(縮尺は任意)も提出してください。
- ② 縮尺が大きな図面で具体的な位置が分かりづらい場合は、事業区域(申請地)の位置を明確にするため、イメージを参考に縮図を併記してください。
- ③ 図面内には、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載してください。縮尺及びスケールバーについては、特に電子ファイルで提出された場合に実際の図面と差が生じることがあるため、必ず記載してください。
- ④ 位置図の標題は「国有林野貸付申請位置図」等のように、貸付け等申請の位置図であることが明確であることが望ましいですが、標題の指定はありません。
- ⑤ 位置図内に公道等がある場合には、「至〇〇」等の記載により周辺の位置情報を明確にしてください。

(補充解説5) 国有林野の図面情報等

- ・国有林野施業実施計画図(概ね縮尺20,000分の1)、基本図(縮尺5,000分の1)、国有林野に係る国土数値情報のサイトのリンク先

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyu_rin_map.html

- ・環境アセスメントデータベース(EADAS):自然環境や社会環境の情報(保護林や緑の回廊等の国有林野の情報を含みます。)を地理情報システム(GIS)で閲覧できます。

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

図4 位置図 (イメージ)



(6) 区域図

並行確認申請書類においては、GNSS測量による作図でも差し支えありません。

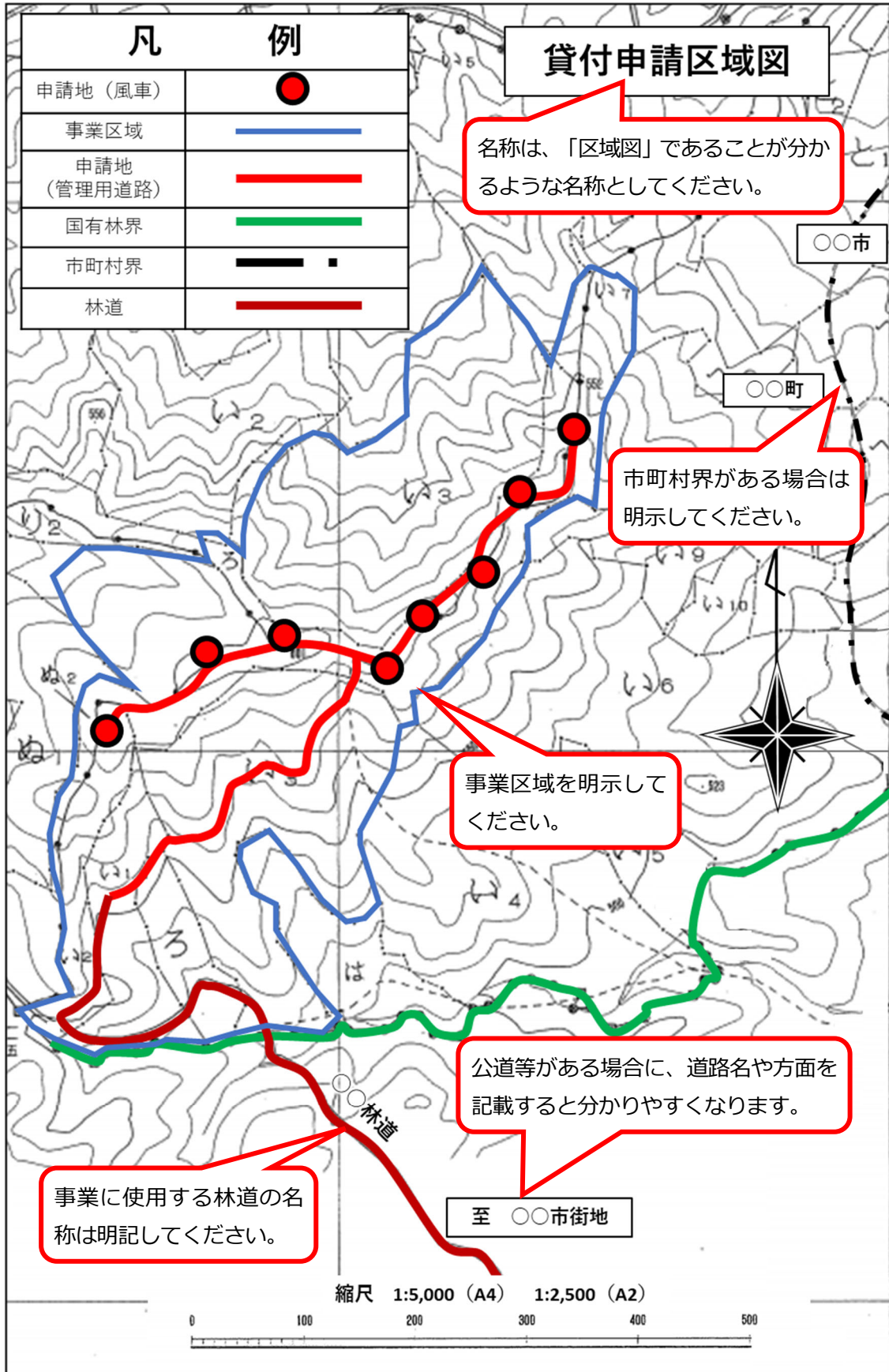
事業区域及び国有林野とそれ以外の土地の境界を確認するための図面であり、位置図と併せて事業計画地の位置及び区域を確認するための図面です。

区域図の作成に当たっては、「図5 区域図イメージ」と以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 下図は、国有林野の基本図か、任意の地図等を使用して作成し、国有林野の林班及び小班とその境界を明示してください。
- ② 事業区域については、用途ごとの区域を明示してください。
- ③ 縮尺は5,000分の1以上としてください。
- ④ 図面には、国有林野の林班及び小班を明示するとともに、主要施設、附帯施設、一時工作物等の位置及び区域を明示してください。
- ⑤ 縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載してください。

図5 区域図 (イメージ)



(7) 利用計画図

施設等の種類ごとの位置、切土、盛土、捨土等の区域の位置、法面の位置、残置又は造成する森林等や土捨場、道路、転回場と申請区域等の位置を記載した図面です。

なお、風力発電の場合は、風車の旋回範囲と基礎部分の区域も記載してください。

利用計画図の作成に当たっては、「図6 利用計画図（イメージ）」と以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 縮尺は5,000分の1以上で、不鮮明とならない縮尺を選択してください。
- ② 縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載してください。

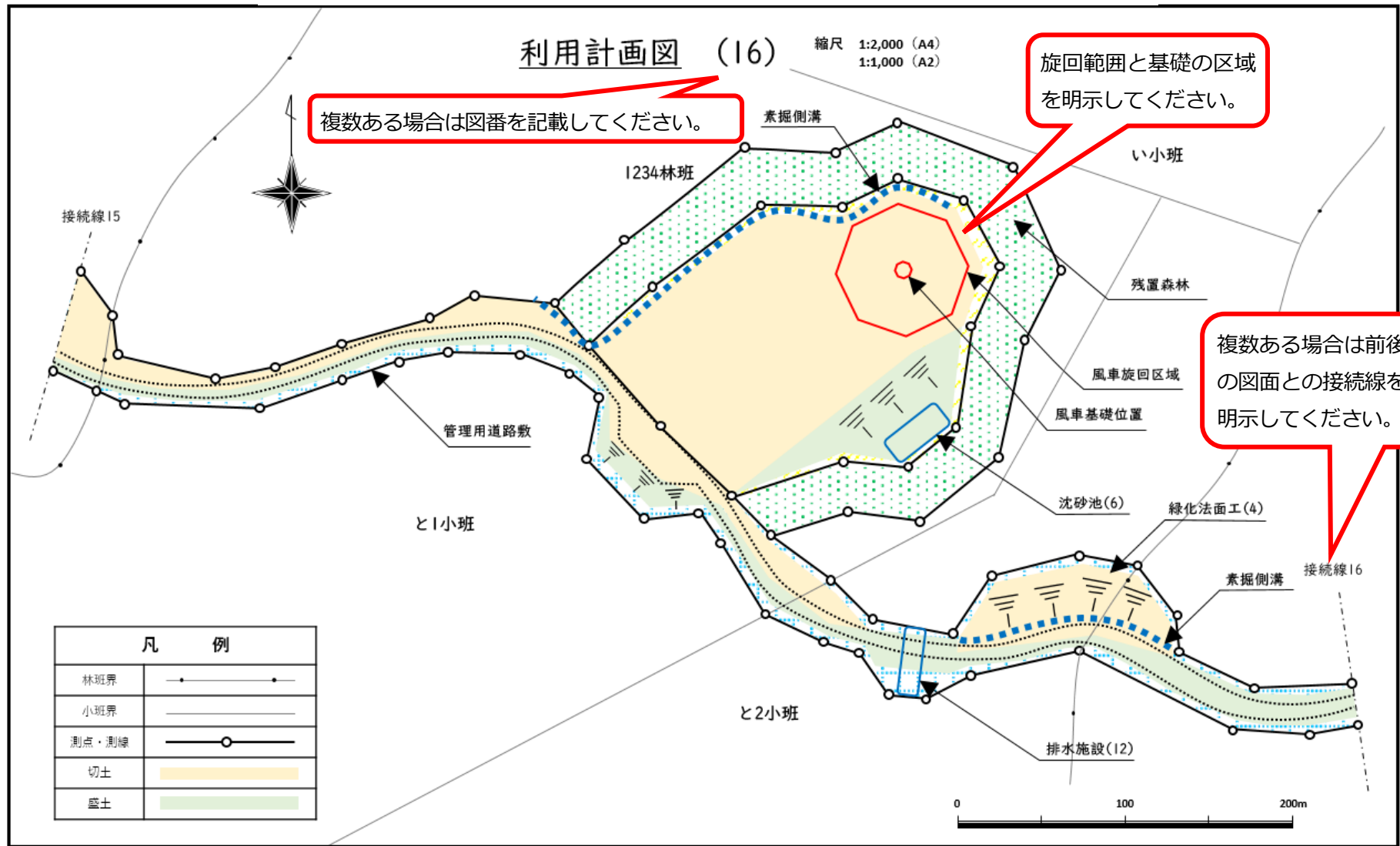
ただし、凡例が多くなり図面内に記載できない場合は、別葉にして添付してください。

(補充解説6) 風車の旋回範囲

風車の旋回範囲の面積は、旋回範囲の径から算出することはできますが、円型での現地表示は極めて困難です。

このため、旋回範囲の区域設定は、旋回範囲の円が内接する正八角形とすることを推奨します。

図6 利用計画図 (イメージ)



(8) 実測図 (面積計算図)

並行確認手続時には作成不要です。

実測図は、申請地の測量結果を示した図面です。不動産登記令に基づく地積測量図の要件を満たしている必要はありませんが、用途別及び林小班別の面積を算出できる測量結果に基づく実測図としてください。

なお、風力発電の場合は、風車の旋回範囲と基礎部分の区域も実測図 (面積計算図) に記載してください。

実測図の作成に当たっては、「図7 実測図 (イメージ)」及び「図8 面積計算図 (イメージ)」と以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 林小班番号 (地番) 及び測点番号は実測図上に明示してください。
- ② 実測図を補足する各種図面等の書類の構成は、申請地の区域及び周囲の状況に応じ任意とし、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を必ず記載してください。
- ③ 「(9) 面積計算簿、測量野帳」の各種事項を実測図内に記載しても差し支えありませんが、各記載事項が不鮮明とならないようにしてください。
- ④ 実測図を求積図として兼用する場合に、用途別の区域の囲み表示や塗りつぶしにより記載事項が不鮮明にならないようにしてください。
用途別の区域表示を別葉とする場合、測点・測線・林小班 (地番) の表示を明示した実測図と、その実測図に用途別の区域表示を重ねた実測図としてください。
- ⑤ 実測図及び面積計算の確定後、他の添付書類に記載する面積への反映漏れ等による不整合が起こらないように確認してください。
- ⑥ 上記事項を確認の上作成し、申請箇所に応じた特殊条件等は状況に応じ森林管理署等に相談してください。

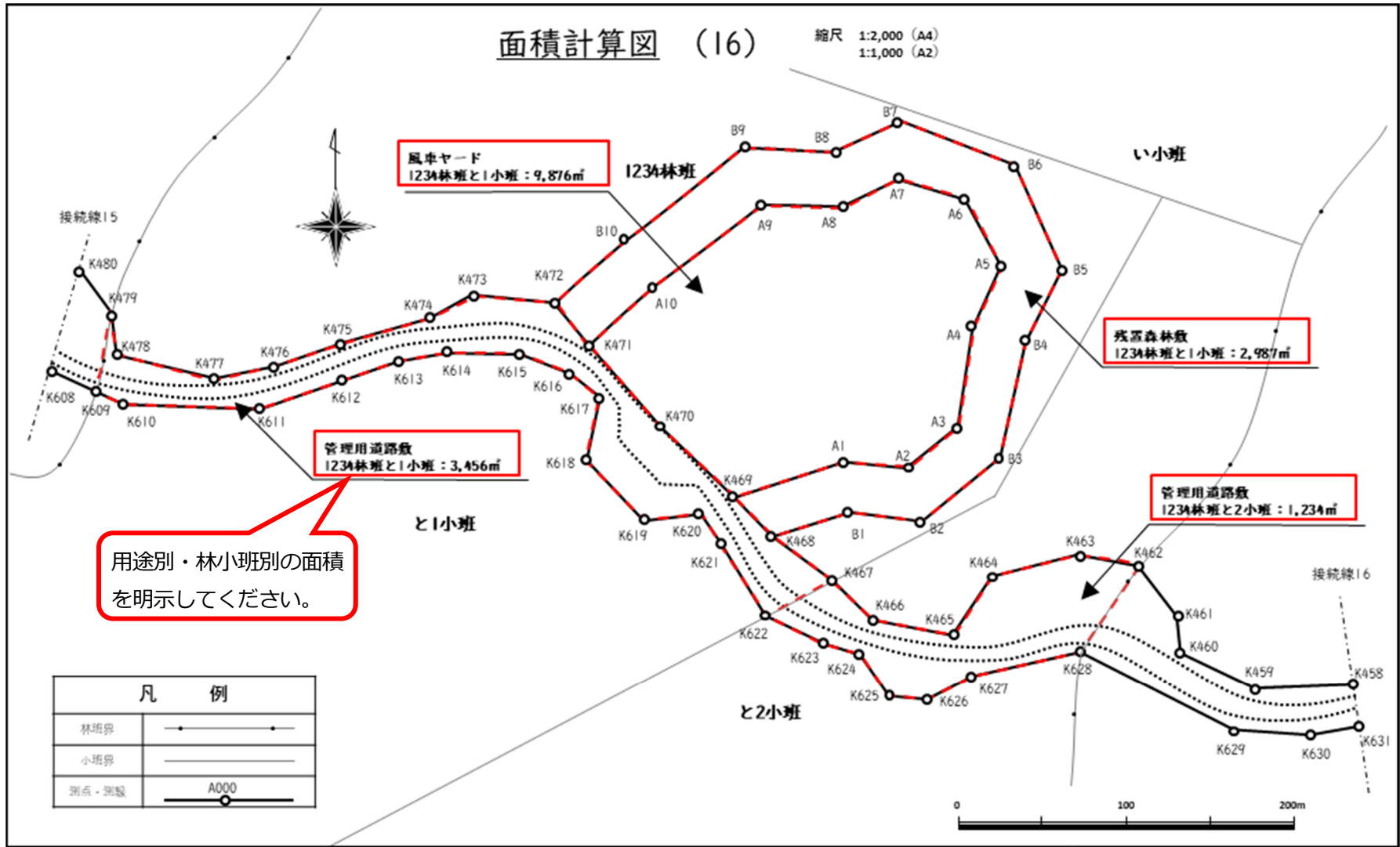
(9) 面積計算簿、測量野帳

並行確認手続時には作成不要です。

測量結果に基づいて作成する測量手簿や面積計算簿等の書類を含む測量成果一式です。測量方法に応じて必要となる書類を添付してください。

測量成果等の作成に当たっては、現地確認及び復元が可能な成果一式を添付してください。なお、実測図に面積計算簿を併記することもできます。

図8 面積計算図 (イメージ)



(10) 現況写真、写真撮影方向図

現況写真は、申請地の現況を確認するための写真です。森林や地形の現況が分かりやすい写真を撮影し、整理して添付してください。

写真撮影方向図は、写真撮影箇所と写真の撮影方向を明示した図面です。

現況写真、写真撮影方向図の作成に当たっては、「図9 現況写真（イメージ）」及び「図10 写真撮影方向図」の作成イメージと以下の留意事項を確認の上作成してください。

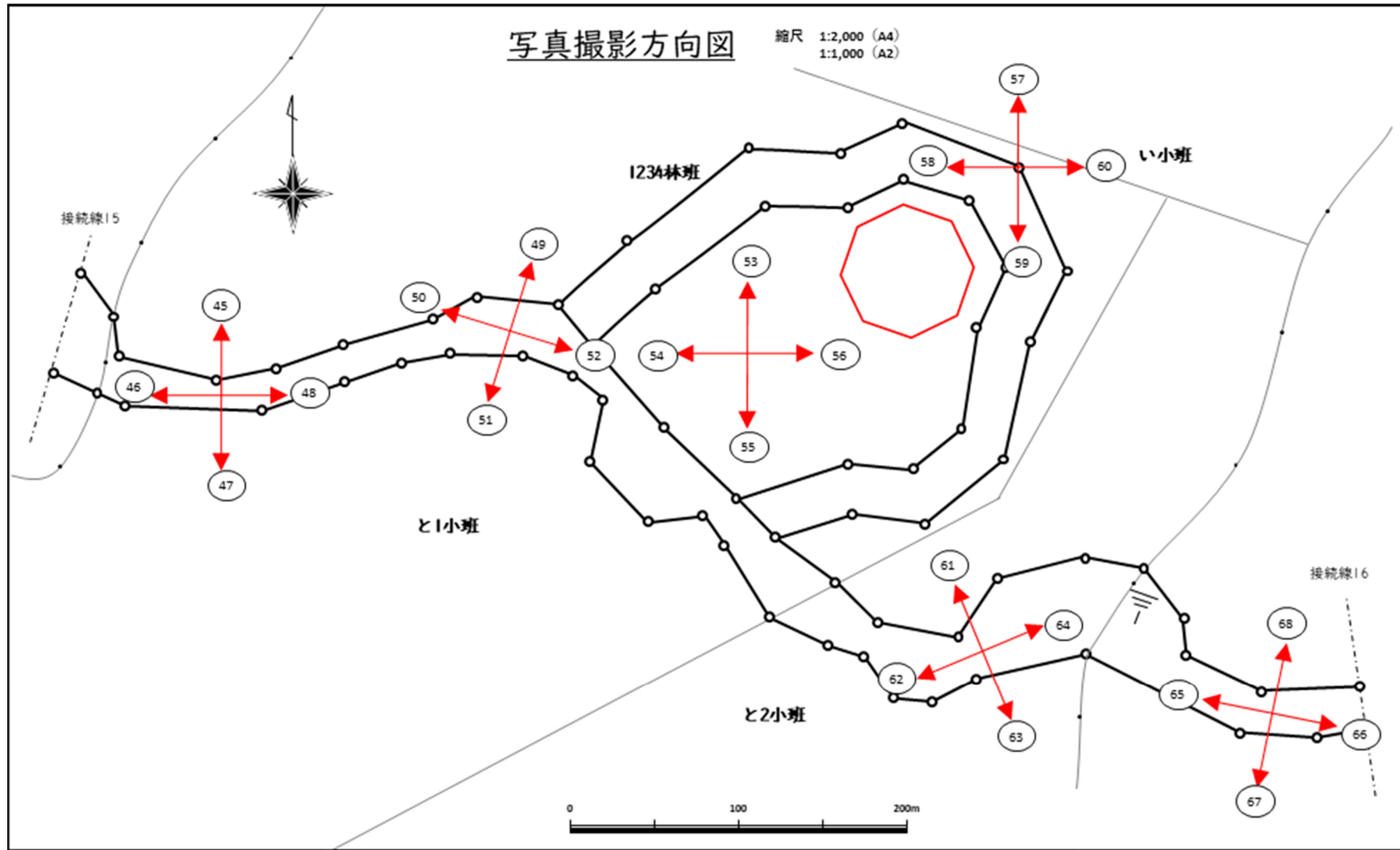
(留意事項)

- ① 写真撮影方向図の縮尺は5,000分の1以上とし、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載してください。
- ② 森林や地形の現況が分かりやすい写真を撮影し、整理して添付してください。
- ③ 写真撮影方向図の下図は任意ですが、(6)の区域図と同じ下図を使用することを推奨します。
- ④ 事業区域が広範囲である場合には、衛星写真に林班、小班及び事業区域の輪郭を明示した全体写真を添付する等により、現況の写真情報を明確にしてください。

図9 現況写真（イメージ）



図10 写真撮影方向図 (イメージ)



(11) 法面の断面図等

法面の断面図等は、申請地内における土工を主とした、縦断図、横断図、平面図等で、各施設の設計にあたり作成した図面及びその設計根拠を記した書面全てです。

例として、開発行為に伴う土砂の移動量、法面の安定等を確認するための法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を確認する図面で、「(2) 事業計画書」に記載した災害防止対策等の裏付けとなる図面です。

設計図として、「(12) 防災施設設計図等」や「(13) 施設概要図」と一連の図面としても差し支えありません。

法面の断面図等の作成に当たっては、以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 申請地内に関連する図面が網羅されていることが明瞭である場合は、他の手続で使用した断面図等で差し支えありません。
- ② 全体及び施設ごとの発生土量、利用土量及び残土量を記した土量計算書を併せて提出してください。
- ③ 発生土量は、私有地で発生した土砂及び国有林野で発生した土砂の量が、わかるように記載してください。また、国有林野で発生した土砂を私有地で活用する場合は、その量を記載してください。
- ④ 縮尺、スケールバー、方位及び凡例は、各図面で必要となるものを記載してください。
- ⑤ 各施設の設計に当たっての測量データを添付してください。
- ⑥ 縮尺は、内容が明瞭で判別可能な縮尺にしてください。

(12) 防災施設設計図等

防災施設設計図等は、開発行為に伴う災害の発生を防止するための措置を確認するための擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面及び設計根拠を記した書面です。

設計図として、「(11) 法面の断面図等」や「(13) 施設概要図」と一連の図面としても差し支えありません。

防災施設設計図等の作成に当たっては、以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 申請地内に関連する図面が網羅されていることが明瞭である場合は、他の手続で使用した設計図等で差し支えありません。
- ② 縮尺、スケールバー、方位及び凡例は、各図面で必要となるものを記載してください。
- ③ 各施設の設計に当たっての測量データを添付してください。
- ④ 縮尺は、内容が明瞭で判別可能な縮尺にしてください。

(13) 施設概要図

発電設備等の主要施設についての概要図です。

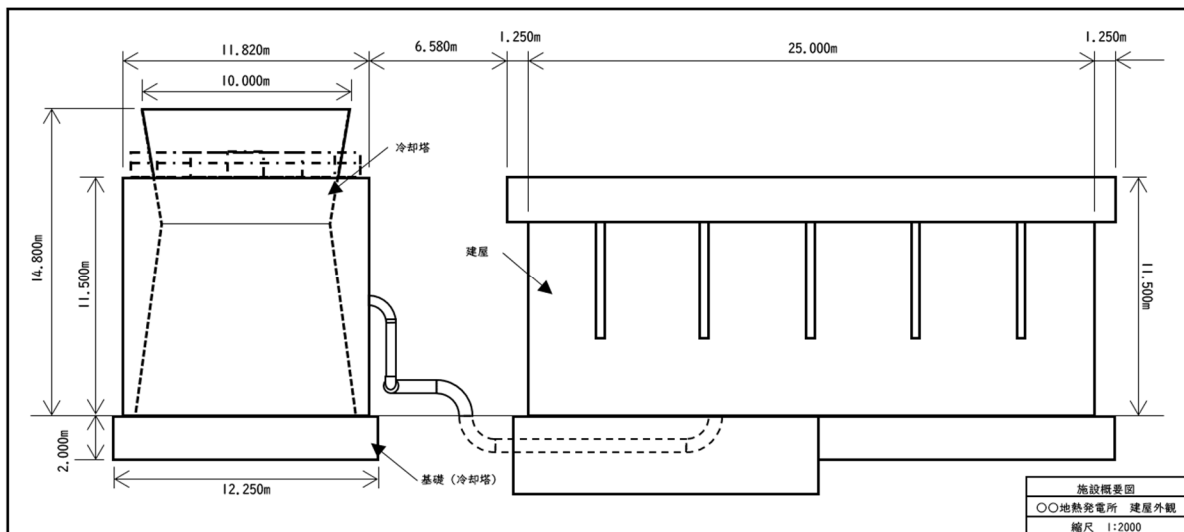
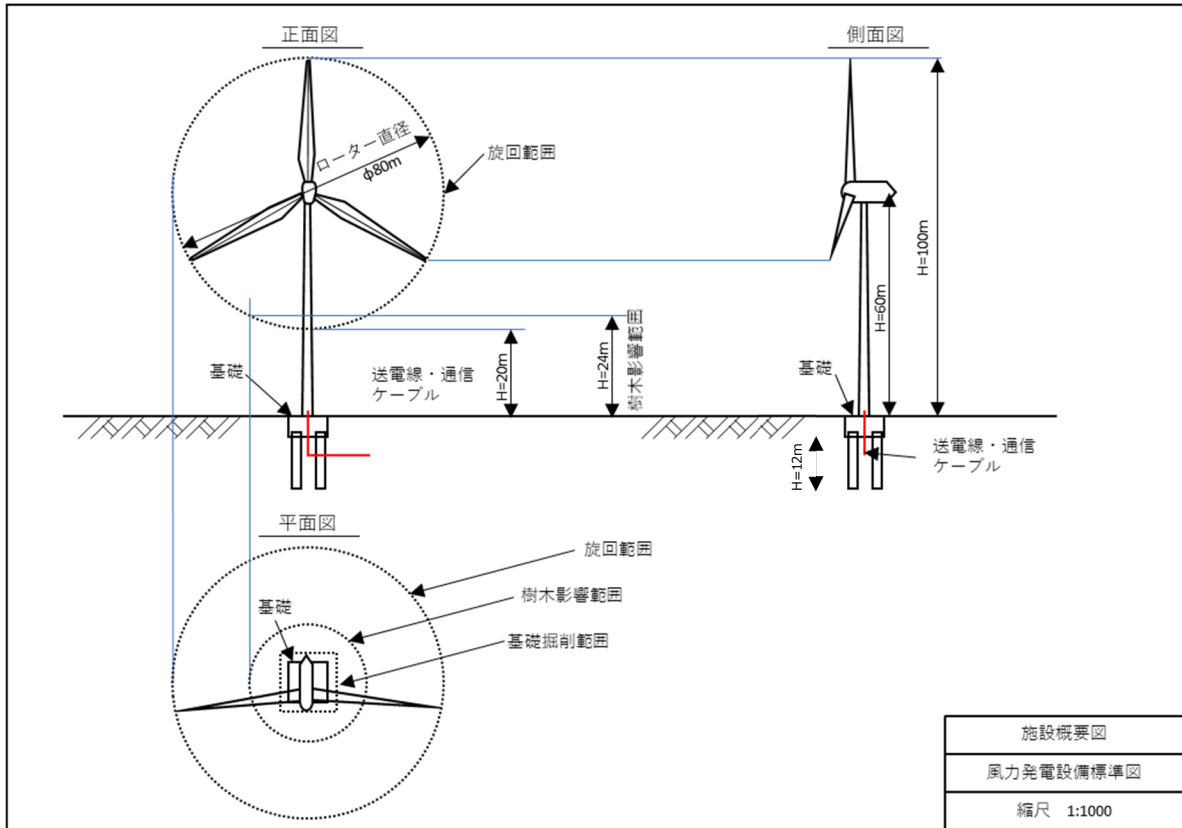
発電施設の標準的な形状や寸法等を、平面図、立面図及び側面図により図示してください。

設計図として、「(11) 法面の断面図等」や「(12) 防災施設設計図等」と一連の図面としても差し支えありません。

縮尺、スケールバー、方位及び凡例は、各図面で必要となるものを記載し、風車の各部材長、生産井・還元井など主要設備等の高さ、長さ、直径等の各寸法を記載してください。

図11 施設概要図（イメージ）

（上：風力発電機、下：地熱発電所建屋（外観））



(14) 残置森林等関係書類

保安林や開発行為の基準に従って残置森林を国有林野に設定する場合における、残置森林の面積、造成する森林等の面積、これらの維持管理方法等を記した書面です。

残置森林の考え方は、「(補充解説4) 保安林ポータル」に記載しているリンク先にある保安林解除事務等マニュアルで確認してください。

(15) 原状回復計画書

工作物作成後に返地を計画している場所(例:資材置き場や資材搬入路等)のような開発行為が一時的である場合の場所について、利用後の原状回復の方法を記した書類です。

土地の形質変更をした区域の復旧方法や緑化方法の計画について記述してください。

(16) 資金計画書等

資金計画書等は、事業実施に当たり確保している資金と経費を明確にした書類及び収入及び事業終了後の収去費用の見通しを記した書類です。

資金計画書等の作成に当たっては、以下の留意事項を確認の上作成してください。

(留意事項)

- ① 計画事業費の総収支を内訳とともに記載してください。
- ② 事業実施にあたり、自己資金以外の資金で建設を計画されている場合は、その資金の調達を確認できる資料の写しを提出してください。資金調達先を確認できる資料としては、金融機関が発行する資金提供に関する意向表明書の写し等を想定しています。
- ③ 廃棄等費用について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項に基づき提出する「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」に記載した内容を記述してください。
- ④ 建設費総額は(4)の工程表の区分に合わせて記述してください。

(17) 環境の保全措置等に関する書類

並行確認手続時には環境影響評価手続等における準備書等を提出してください。

(※事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かる場合は「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」を参照)。

自然環境及び生活環境保全上の支障がないことを確認する書類です。

事業計画の内容に応じ、提出書類は以下のとおり区分されます。

なお、事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かる場合は、必ず環境影響評価手続等を実施し、その手続における環境影響評価書等を提出してください。環境影響評価書（環境影響評価法第21条第2項に基づく環境影響評価書のことを言います。以下同じ）を提出する場合は、確定通知（電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく通知）と合わせて提出してください。

① 環境影響評価法に基づく調査を行う場合（法アセス）：

環境影響評価書とその確定通知（電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく通知）と合わせて提出してください。

② 環境影響評価法に準ずる条例に基づく調査を行う場合（条例アセス）：

条例の手続きにおける環境影響評価書に準ずる書類を提出してください。

③ 上記①及び②に該当しない場合：

「開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取扱いについて（昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通知）」等に基づき、申請地に係る環境の状況、事業が環境に与える影響や影響に対応するための保全措置等を取りまとめた書類を提出してください。

(18) 関係行政機関の許認可書の写し

並行確認手続時には、関係行政機関との調整の進捗状況（相談年月日や打合せ概要等）を記した書類を提出してください。

森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の土地利用規制等に関連する許認可等に当たって、これらの許認可等を証する書面の写しを提出してください。

やむを得ない事由により契約手続の際に許認可書等の写しが提出できない場合には、行政機関が発行する意見書で代えることができます。この意見書をもって貸付け等の契約に至った場合は、意見書の対象である許認可等を確認してから事業着手を認めることとなりますので、当該許認可等の手続の完了後は速やかに許認可書の写しを提出してください。

(19) 利害関係者の同意書等

並行確認手続時には、各利害関係者との調整の進捗状況（相談年月日や打合せ概要等）を記した書類を提出してください。

利害関係者の同意書等については、大きく次の2種類があります。

- ① 申請する区域に既存の権利等を有している者からの同意を証する書類
- ② 系統接続を証する書類
- ③ 国有林野と隣接する民有林所有者からの同意をしていることを証する書類
それぞれの同意書等の取得に当たっては、以下の留意事項を確認の上取得してください。

(留意事項)

- ① 申請する区域に既存の権利等を有している者からの同意を証する書類
国有林野のある既存の権利等とは、主に、以下の土地が挙げられます。
ア 既存の貸付（使用）契約、使用許可又は共用林野設定契約地
イ 分収造林又は分収育林の契約地（以下「分収林契約地」といいます。）
ウ 立木販売の契約地

このような既存の権利等が設定されている国有林野は、原則として事業区域から除外してください。

しかし、事業計画上、既存の権利等が設定されている区域を除外できない場合には、事業者が権利等を有している者と交渉して、貸付契約等の権利の解除について同意を得る必要があります。

また、事業の実施による一時的な通行止め等を含む工事により、既存の権利等を有している者の通行等に規制等を強いることになる場合は、その規制等に対する同意も必要となります。

同意を証する書類については、以下を参考に取得してください。

- ア 既存の貸付（使用）契約、使用許可又は共用林野設定契約地がある場合
申請地となる事業区域と既存の貸付地等と重複する場合には、その区域の貸付契約等を解除する必要があることから、その契約の解除に同意すること

を証した書類を提出してください。

申請地の契約と併せて、既存の契約者との契約を（一部）解除する変更契約等をします。他の契約等との調整が必要であることから、森林管理署等に相談の上、齟齬が生じないようにしてください。

イ 分収林契約地がある場合

分収林契約地と重複する場合には、契約解除のほか補償が必要となります。補償も含めて同意することを証した書類を提出してください。

申請地の契約と併せて、分収林契約の解除をする必要があることから、森林管理署等に相談の上、齟齬が生じないようにしてください。

ウ 立木販売の契約地がある場合

立木販売の契約地と重複する場合は、立木販売契約者は国に立木代金を納付済みであることから、その代金にかかる補償と伐採方法の調整が必要となります。

立木販売契約の内容や時期により、調整の方法が異なりますので、その方法については当該国有林野を所管する森林管理署等へご相談ください。

② 系統接続を証する書類については、一般送配電事業者等との間で締結する系統接続の接続契約書や許可証の写しを必ず提出してください。

③ 国有林野と隣接する民有林所有者からの同意を証する書類については、事業区域に民有地が含まれている際に、民有地所有者が、その計画を理解し土地の使用権を事業者に認めていることを証する書類の写しを必ず提出してください。

（補充解説7）国民参加の森林づくり等

国有林では、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林とのふれあい、森林環境教育の推進、国民参加の森林づくり等の場を提供しています。国有林では、自ら森林づくりに参加したいという方々の要望等を踏まえ、フィールド提供や分収林制度を活用し、NPO、企業、地元関係者等と連携した取り組みを行っています。

森林づくり活動を行う民間団体や地方公共団体等と協定を締結し、国有林のフィールドを提供することで多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進しています。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html

(20) 地元市町村の長の同意を証する書類

並行確認手続時には、地元市町村との調整の進捗状況（相談年月日や打合せ概要等）を記した書類を提出してください。

事業区域を管轄する市町村（事業の対象地を管轄する市町村が複数の市町村に跨る場合は全ての市町村）の長が、本事業に対して同意を証する書類の写しです。

同意を証する書類とは、事業者が事業を実施するにあたり、当該市町村内の地元住民等に事業計画の説明等を行った結果、事業者が計画する当該発電施設等の設置及び活動に対して、地元市町村の長が同意していることが判断できる書類であって、関係行政機関の許認可等の手続において地元市町村の長が作成した書面（例えば、保安林の指定解除手続における市町村長の同意書等）を含みます。

なお、農山漁村再エネ法に定める設備整備計画につき市町村の認定を受けている事業者は、その計画書の写しをもって市町村の同意を証する書類とすることができます。

(21) 誓約書及び役員名簿

暴力団排除の取組として、申請者（申請者本人又は申請法人の役員）が、暴力団に関係する者ではないこと及び暴力団等に転貸等をしないことを誓約する誓約書を提出してください。

「別紙8 誓約書」に必要事項を記載の上、提出してください。

また、申請者が法人である場合には「別紙9 役員名簿」も提出してください。

なお、役員名簿に記載される役員は、「(23) 本人確認書類」で提出される書類と一致していなければなりません。

(22) 契約内容の公表についての同意書

一般競争入札や公共性の高い随意契約（公共随契）を行う場合、価格公表を契約締結の要件とし、契約金額をすべて公表することとしています。

このため、契約内容を公表することについての同意を契約条件の一つとしていますので、「別紙10 同意書」に必要事項を記載の上、提出してください。

別紙8 誓約書

誓約書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、森林管理署長に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

森林管理署長殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

- (注) 1 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
2 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署支署長」と変更して使用すること。
3 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」と変更して使用すること。

別紙9 役員名簿（「別紙8 誓約書」の別紙）

年 月 日

役員名簿				
商号又は氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所

別紙10 同意書

年 月 日

〇〇森林管理署長殿

住所又は所在地

氏名又は名称

同意書

下記1の国有林野の貸付けに係る契約手続について、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1 物件の表示

物件所在地：〇〇

区分・面積：〇〇・〇〇

2 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、現況地目、面積、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、減額貸付の有無、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）の設定の有無、価格形成上の減価要因（予定価格の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

（注）

- 1 物件の表示における区分は、財産法施行細則別表第一「国有財産区分種目表」による。
- 2 用途を宅地として貸付ける場合にあつては、公表する項目に「都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率」の項目を追加して使用すること。
- 3 森林管理事務所にあつては「森林管理署長」を「森林管理局長」と変更して使用すること。
- 4 森林管理署の支署にあつては「森林管理署長」を「森林管理署支署長」と変更して使用すること。
- 5 使用契約の場合にあつては、「貸付」を「使用」、「貸付ける」を「使用させる」と変更して使用すること。

(23) 本人確認書類等

申請者本人を説明する書類です。個人又は法人の提出書類は以下のとおりです。

- ① 申請者が個人の場合
 - ・申請者に係る住民票謄本の写し又は居住証明書
 - ・勤務先情報（勤務先がある場合であって支障がない場合）

- ② 申請者が公法人を除く法人の場合
 - ・申請する法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記した全部事項証明書、資格証明書、定款
 - ・会社法第435条第2項に定める直近の計算書類、事業報告書及び附属明細書（持分会社にあつては同法第617条第2項に定める直近の計算書類（貸借対照表、財産目録、収支計算書を含む直近の決算書）及び附属明細書、会社法に規定する会社以外の法人にあつては財産目録その他の有する財産の状況が分かる資料）
 - ・議決を要する場合は、議決書の謄本

- ③ 申請者が公法人の場合
 - ・議決を要する場合は、議決書の謄本
 - ・執行機関の専決処分に属する場合は、根拠となる条例等の条項
 - ・予算措置を要する場合は、当該経費の支出を明らかにした予算書

2 土地の形質変更が一時的である場合の提出書類の省略

土地の形質変更の期間が一時的であって、保安林内作業許可を得られるものであって、次の（１）から（３）のいずれにも該当しない場合には、「（15）原状回復計画書」及び「別表８ 一時的な土地の形質変更区分表」に該当することを証する書面の添付により、添付書類の「（４）工程表」、「（11）法面の断面図等」、「（12）防災施設設計図等」、「（13）施設概要図」及び「（14）残置森林等関係書類」までの提出を省略することができます。

- （１）傾斜度が25度以上の箇所（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすい箇所において土地の形質変更を行う場合
- （２）人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接する箇所であって、当該施設等の保全又は機能に直接重大な関係がある箇所において土地の形質変更を行う場合
- （３）緑の回廊その他の自然維持又は森林空間利用のために重要な国有林野において土地の形質変更を行う場合

別表8 一時的な土地の形質変更区分表

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の 施業・管 理に必要 な施設	<p>(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用(※)に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p> <p>※ 森林の施業・管理の用には、森林施業の実施予定がある場合や各種計画に位置づけがある場合のほか、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合等を含めて適用します。</p>
2 その他	<p>(1) 1に規定する以外のものであって次に該当する場合</p> <p>① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合(例えば、水路、へい、棚等)</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)</p> <p>ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他</p> <p>一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。</p> <p>④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>

(備考) 本表は、森林法に基づく保安林及び保安林施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け農林水産事務次官通知の別表5の区分1と4を抜粋したものである。

第4 貸付け等に係る基準

貸付け等に係る基準の具体的な内容は以下のとおりです。この貸付け等に係る基準と提出書類について、「別表9 貸付け等に係る基準と確認に用いる提出書類の対比表」でまとめています。

なお、開発を伴う貸付け等の申請の確認は、民有林における林地開発の許可に準じて取り扱うこととしています。詳細については、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知)も参照してください。

(1) 申請者が、従来 of 経歴等からみて十分信用を有する者であること

申請者に発電施設等の設置・運用・撤去を行うために必要な信用及び資力があることについて、事業計画書、資金計画書、本人確認書類等により確認します。

(2) 申請者が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること

貸付け等の契約を締結した後、申請者が利用計画に沿って、遅滞なく権利移転を前提とすることなく実施することについて、事業計画概要書、事業計画書、工程表、原状回復計画書等により確認します。

(3) 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること

利用計画の内容が具体的であることについて、事業計画書、資金計画書等により確認します。

(4) 申請に係る面積が、用途に応じ、必要最小限であること

貸付け等に係る土地の面積が、事業の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること)が明らかであることについて、事業計画書、区域図、実測図、面積計算簿、測量野帳等により確認します。

(5) 他に代替地がないこと

貸付け等に係る事業区域や発電施設等の設置に係る事業計画が、国有林野の公益的機能の発揮等の観点から適切かを下記①の「対象地の条件」により、国有財産の貸付け等の妥当性の観点から下記②の「発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地にないこと又は当該民有地がある場合はその利用が

できる見込みがないこと」により、いずれの条件も満たしていることについて確認します。

① 対象地の条件

次のいずれも満たしていることについて確認します。

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

国有林野の管理経営は、国有林野に国民が求める役割を果たせるよう国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第3条に定める事項を目標として、個々の森林に機能類型を設けて行っています。このため、次のいずれも満たしていることについて、事業計画書、位置図、区域図、利害関係者の同意書等で確認します。

(i) 次の事業対象地等に該当する場合には、それぞれに規定する基準を満たすこと

(ア) 立木販売箇所

申請地が既に立木販売を行っている箇所に該当していないこと、加えて、申請内容が周囲の立木販売箇所の伐採及び搬出並びに伐採後の造林に支障がないこと（ただし、当該立木販売箇所の販売先の同意が得られていることが確認できる場合を除きます。）。

(イ) 分収林契約地など第三者の権利が設定されている又は設定される見込みのある箇所

申請地に分収林契約地、既貸付地（使用許可をしている土地を含みます。以下同じ。）、樹木採取区等（以下「分収林契約地等」といいます。）第三者の権利が設定されていないこと、加えて、申請内容が周囲の分収林契約地等の伐採及び搬出並びに伐採後の造林に支障がないこと（ただし、当該分収林契約地等の契約相手方の同意が得られていることが確認できる場合を除きます。）。

(ウ) 保護林

保護林が申請地に含まれていないこと。

(エ) 緑の回廊

緑の回廊ごとに設定された評価項目（詳細は後述）に即した配慮がなされること（参照「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」）

(オ) 試験地等

申請地が試験地等に該当していないこと。なお、試験地等とは、新たに開発された技術等の普及等を行うための施業指標林、国民への広報等を行うための展示林、新たな技術を実証するための試験地をいいます。

(ii) 周辺の国有林野の森林施業及び管理に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること

例えば、開発行為により道路が分断される場合に代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことがないように配置されていること等を確認します。

イ 土地利用規制等に係る法令による許認可等が得られていること

自然公園法、文化財保護法等も含め、関係する全ての許認可等の写しにより、必要な処分が行われていることについて、事業計画書及び関係行政機関の許認可証の写し等で確認します。

ウ 風力又は地熱資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて風力又は地熱エネルギー利用による発電施設等の設置に適した立地であること
年間を通じた風の強さ、地熱の賦存量が他の地域に比して大きいこと等について、事業計画書、理由書、位置図、環境影響評価書等で確認します。

エ 風力又は地熱エネルギー利用による発電施設等の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと

自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がなく事業が適切に計画されているかについて、位置図、事業計画書、理由書、環境影響評価書等、法面の断面図等、防災施設設計図等、残置森林等関係書類、現況写真、写真撮影方向図等で確認します。

(i) 自然環境保全上の支障

次のいずれも満たしていることについて確認します。

(ア) 申請する国有林野の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること

(イ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜら

れること

(ウ) 工事の実施、工作物の存在及び供用に当たり、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に対し適切な配慮がなされていること

(ii) 生活環境保全上の支障

次のいずれも満たしていることについて確認します。

(ア) 事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること

(イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること

(ウ) やむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること

(エ) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること

(オ) 環境影響評価手続等において、工事の実施、工作物の存在及び供用に当たり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に対し適切な配慮がなされていること

(iii) 防災上の支障

次のいずれも満たしていることについて確認します。

(ア) 事業に係る開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること

(イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること

(ウ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難で

ある若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること

- (エ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること
- (オ) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること
- (カ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること
- (キ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること
- (ク) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること

(iv) 残置森林の維持管理

(i) から (iii) により残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることについて確認します。

オ 対象地が所在する市町村の長の同意が得られていること

対象地が所在する市町村の長の同意が得られていることについて同意を証する書類等により確認します。

② 発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地でないこと又は当該民有地がある場合はその利用ができる見込みがないこと

発電施設等の設置に適した立地が申請地に係る国有林野にしか求められないこと、又は、民有地の利用が著しく困難であることについて事業計画書及び理由書等により確認します。

別表9 貸付け等に係る基準と確認に用いる提出書類の対比表

貸付け等に係る基準	確認に用いる提出書類
1. 申請者が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること。	本人確認書類、誓約書、役員名簿、契約内容の公表についての同意書
2. 申請者が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること。	事業計画概要書、事業計画書、施設概要図、現状回復計画
3. 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること。	工程表、利用計画図、資金計画書等、現況写真、写真撮影方向図
4. 申請に係る面積が、用途に応じ、必要最小限度であること。	区域図、実測図、面積計算簿、測量野帳、事業計画書
5. 他に代替地がないこと。	
① 対象地の条件	
(1) 国有林野の管理経営上支障がないこと。	現況写真、写真撮影方向図、利害関係者の同意書等
(2) 行政庁の許認可等を必要とする場合は、当該許認可等が得られること。	関係行政機関の許認可の写し
(3) 再生可能エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて再生可能エネルギー利用による発電施設等の設置に適した立地であること。	理由書、 位置図 、事業計画書、理由書、環境の保全措置等に関する書類
(4) 再生可能エネルギー利用による発電施設等の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと。	法面の断面図等、防災施設設計図等、残置森林等関係書類、環境の保全措置等に関する書類 、事業計画書、現況写真、写真撮影方向図
(5) 対象地が所在する市町村長の同意が得られていること。	地元市町村の長の同意を証する書類 事業計画書
② 再生可能エネルギー利用による発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地にないこと又は当該民有地がある場合はその使用収益権が取得できる見込みがないこと。	事業計画書及び 理由書

(注) 審査に用いる提出書類の太字部分は、その審査基準で主に用いる書類である。

第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準

1 趣旨

国有林野は、奥地脊梁山地に広く分布しており、景観に優れ貴重な野生生物が生息・生育するなど、豊富な森林生態系を維持している森林が多く、保護林の設定等により、優れた自然環境を有する国有林野の保護・保全を行っています。

特に、生物多様性の保全の重要性が高まる中で、国有林野において、野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促す必要がある区域については、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経て、「緑の回廊」を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護に取り組んでいるところです。

このような背景を踏まえ、発電施設等の設置が、緑の回廊の区域に掛かる場合には、貸付け等手続の中において、緑の回廊の機能の維持保全等に支障がないかという観点からも併せて確認を行うこととしています。

（補充解説8） 「緑の回廊」とは

緑の回廊は、「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通知。以下「設定通知」といいます。）において「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものと定義しています。

これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含むものです。

2 基準

（1）基本的な考え方

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準とは、国有林野の貸付け等に係る基準のうち、第4の（5）の①のアに定める「国有林野の管理経営上支障がないこと」について、同（i）（エ）の「緑の回廊ごとに設定された評価項目に即した配慮がなされること」を確認するものをいいます。

具体的には、事業実施区域の一部が緑の回廊の区域に掛かる場合に、「緑の回廊設定方針」（設定通知（別紙）第3の1の(1)に規定する「設定方針」をいいます。）に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮（以下「環境配

慮」といいます。) がなされていることについて、次の点から確認します(参照「図12 評価項目について(考え方の整理)」)。

- ① 「緑の回廊設定方針」に記載する野生生物種の生息・生育に係る環境配慮が、環境影響評価手続等における評価項目(方法書等(環境影響評価法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。)に記載する同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。)に反映されていること
- ② ①の評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をまとめた準備書等に必要な環境配慮事項が記載されていること

(2) 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、「別表10 確認ポイント(標準例)」に基づき確認します。

このため、次項に掲げる環境影響評価手続等の各段階において、当該確認ポイントに対応する評価項目を設定し、これに基づく環境調査の実施等が必要となります。

この緑の回廊ごとの具体的な評価項目は、森林管理局が、活用要望を受ける蓋然性が高い場所から順次、個々の緑の回廊の設定目的に応じ、あらかじめ保護林管理委員会での議論を経て、個々の「緑の回廊設定方針」の中で公表します(「評価項目」の標準例(全国で統一的に想定できるもの)としての例示は「別添 評価項目(標準例)」を参照してください。)

このため、事業者は、事業実施区域の一部が緑の回廊の区域に掛かる事業を計画する場合、同回廊の設定方針の中で公表されている「評価項目」を参照し、計画する事業の規模、内容等を踏まえて必要な環境調査を実施してください。

なお、森林管理局が緑の回廊ごとに定める「評価項目」を公表するまでの当面の取扱いについては、「補充解説10」の1を参照してください。

別表10 確認ポイント（標準例）

確認ポイント（類型化）	確認ポイント（具体的確認内容）	
	主な対象の種	確認内容
1 猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと		
① 営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛禽類	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避する措置がとられていること
② ねぐら等の保護	洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、繁殖洞、越冬洞などが保護されていること
	森林性コウモリ	・ ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること
	渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること
③ パードストライク回避	猛禽類、渡り鳥	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が高利用域（営巣場所、主要な狩場など）から、必要な距離が確保されていること）
④ バットストライク回避	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が、ねぐら、採餌場所、移動経路から、必要な距離が確保されていること）
2 マイクロハビタット等の生息環境を破壊しないこと		
① 草地等の喪失・悪化防止	小型哺乳類、昆虫類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること
② 水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、水生生物等	・ 重要な生息地や繁殖地である池・溪流・水たまり等の喪失・悪化の防止が図られていること
③ 移動個体の轍死の回避	動物	・ 管理用道路の設置及び工事用車両等の通行による轍死の発生を防止する措置がとられていること
3 希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと		
① 植物群落の喪失・悪化防止	植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること
② 溪畔林等の喪失・悪化防止	植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
	植物	・ 溪畔林等の溪流植生の喪失・悪化の防止が図られていること
③ 風衝地の保護	植物	・ 風衝地における植生の喪失・悪化の防止が図られていること
④ 排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられていること
⑤ 送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令（「電気設備の技術基準」等）に定める、植物と送電線との適切な離隔距離を確保すること
⑥ 風車のブレードとの十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること
4 緑の回廊の連続性を維持すること		
① 緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的（野生生物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互交流の促進、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全等）が達成される回廊幅が維持されていること
② 移動経路の分断の防止	生態系全体	・ 構造物（擁壁、側溝等）による野生生物の移動の疎外を防ぐための措置がとられていること

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断しがたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を元に、確認するものとする。

※ 上表は全国で統一的に想定できる緑の回廊における環境配慮事項としての（標準例）を示したものです。

それぞれの緑の回廊で配慮すべき「確認ポイント」は、森林管理局が回廊ごとに設定する「評価項目」の内容のほか、事業の規模や内容等に応じて変わります。

3 調査等の実施方法

事業者が、緑の回廊における手続を進めるに当たり、環境影響評価手続等の各段階において実施すべき事項は、次のとおりです。

(1) 計画段階

事業者は、対象とする「緑の回廊設定方針」に記載されている評価項目に基づく事項を「方法書等」に反映させることが必要です。

手続において参考となる情報（例えば、具体的な評価項目の選択の仕方や確認ポイントで求めるべき環境配慮の内容、など）については、事前相談において希望に応じて提供します。

(2) 調査段階

事業者は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な期間において環境調査等を実施することが必要です。

なお、NEDO（（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、環境影響評価手続期間の短縮に必要となる「前倒環境調査」（「補充解説9」を参照）を行う際の課題への対処方法について公表しています。

事業実施区域の中に緑の回廊を含めた場合の環境調査についても出来る限り早期の段階から着手し、環境調査で得られた内容等を適切に配慮書や方法書等に反映させることで、手続期間の短縮化が図られます。

(3) 準備書等の作成段階

事業者は、必要な環境影響評価等を行った後、その結果等を準備書等でとりまとめます。このとき、事業実施区域に緑の回廊の区域が含まれている旨を特筆し、当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき措置を明らかにした書類を作成することが必要です。

この場合、設置する発電施設等の規模や内容に応じて、（参考）に記す書類の内容として、その施設の設置等が緑の回廊に与える影響を勘案して行った環境調査等の結果、「当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき必要な措置」がわかるように明記し、提出してください。

(参考) 緑の回廊の手続において必要な書類

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について（令和3年3月31日付け2林国経第183号林野庁経営企画課長通知）の別表に掲げる資料

- ・ 環境影響評価法第12条に規定する環境影響評価の対象となる場合
別表1
- ・ 環境影響評価法第12条に規定する環境影響評価の対象にならない場合
別表2、別表3又は別表4
- ・ 一時的な施設（例えば風況観測施設等）である場合
別表3又は別表4
- ・ 既存施設等の保守・改良工事等（例えば既設の送電施設の建替えや電線張替等）を行う場合
別表3又は別表4

(補充解説9) 前倒環境調査について

(国研) 新工エネルギー・産業技術総合開発機構が、前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施を行うための「環境アセスメント迅速化手法のガイド」を作成しています。

- 環境アセスメント迅速化手法のガイド—前倒環境調査の方法論を中心に—

https://www.nedo.go.jp/library/environmental_overview_guidebook.html

(補充解説10) 経過的な措置等

1 緑の回廊ごとに定める「評価項目」を公表するまでの当面の取扱い

森林管理局が、保護林管理委員会の検討を踏まえ評価項目を設定し、順次公表していくまでの間、「緑の回廊設定方針」に該当する評価項目が未公表であり、事業者から問合せを受けた場合には、個別具体的に管轄する森林管理局の保護林管理委員会の意見を聴き評価項目を定め、その内容について示すこととします。

2 評価項目の公表時点で既に環境影響評価等が実施されている事業の取扱い

緑の回廊設定方針に評価項目が設定・公表される時点で、既に事業計画が進行しており、環境調査を実施中又は実施後の段階にある場合には、これまでの当該事業計画に関する保護林管理委員会での審議内容及び当該緑の回廊で新たに設定した評価項目の内容を踏まえ、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個別に整合を図りながら柔軟に進めるものとしします。

3 環境影響評価法施行令の改正に向けた情報

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第283号)が施行され、環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模要件が一部変更されました。

その内容は、以下のとおりです。

環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模要件(具体的な内容を環境影響評価法施行令(平成9年政令346号)に規定。)について、以下のとおり改正する。

第一種事業：現行1万kW以上

⇒【5万kW以上】に改正

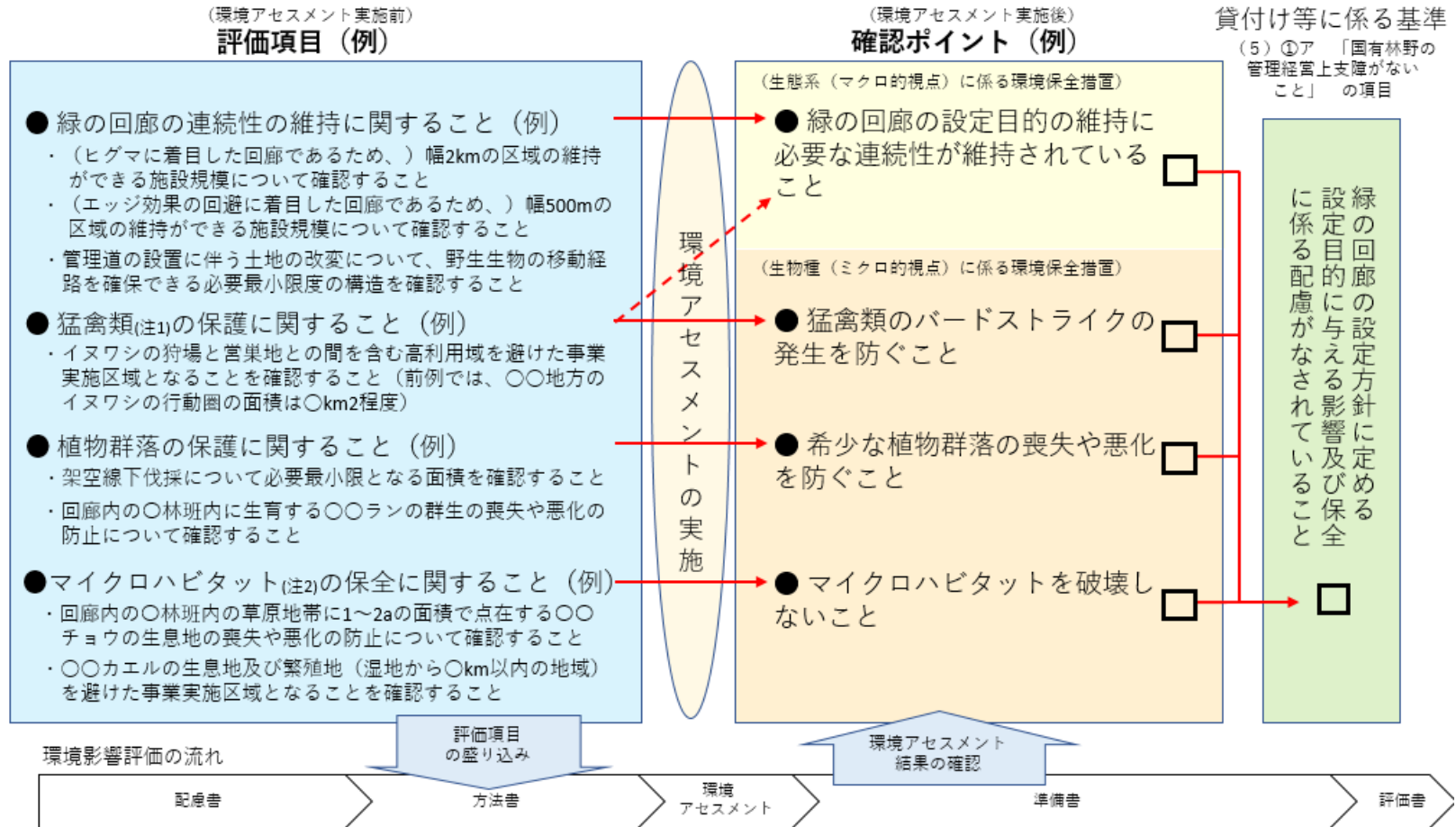
第二種事業：現行7,500kW以上1万kW未満

⇒【3万7,500kW以上5万kW未満】に改正

施行日：令和3年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。

・ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要 (https://www.env.go.jp/press/seir_ei_mat01_gaiyor.pdf)

図12 評価項目について（考え方の整理）



(注1) 猛禽類について：緑の回廊の設定にあたり、着目する種の一つとして「アンブレラ種」（各地域において食物連鎖の頂点に立つ一群の動物種のこと）を挙げている。猛禽類はアンブレラ種の代表的な例。

(注2) マイクロハビタット：小さな生物個体又は個体群が利用する特殊な微小生息場所のことであり、その多様性がその地域を特徴づける自然の単位となるもの

第6 契約締結時、契約期間中又は契約終了時における留意事項

貸付け等の貸付け等に係る基準に適合した場合は、「別紙11 国有林野有償貸付契約書」を締結します。なお、契約締結時、契約期間中、契約終了時における主な留意事項は以下のとおりです。

1 契約締結時における留意事項

(1) 貸付期間について

貸付けの期間は通常3年となります。なお、契約条項違反等がなければ、期間満了後に更新することができます。

(2) 貸付料について

貸付料の額は、事業を実施する場所やその土地の地価等の条件に基づき、年間の額を算定して契約期間全体に適用されます。なお、契約の更新時及び発電開始時は、算定額を再計算した貸付料に改定されます。

(3) 貸付料の納付について

貸付料の納付は、貸付期間分の貸付料の前納を原則としていますが、年払い等に分割することもできます。

また、納付期限までに貸付料を納付しない場合には、延滞金等が生じることもあります。

2 契約期間中における留意事項

(1) 転貸等の禁止について

貸付け等の契約においては、事業者は、貸付物件を使用目的及び利用計画に基づき使用しなければならず、原則として次のような行為は認めていません。

- ① 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。
- ② 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡すること。
- ③ 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

なお、事業実施のため個々の地域の事業者として新法人を設立する場合等は、認められる場合がありますので、契約した森林管理署等に相談してください。

(2) 貸付地等の災害防止について

契約期間中においては、貸付地等及びその周辺の土地について必要に応じて

土砂災害等の災害防止のための点検等の災害防止措置を行ってください。

また、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署等に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）について、その復旧、防止のための施設の設置その他必要な措置を講じなければなりません。

3 契約終了時における留意事項（原状回復について）

貸付け等の契約終了時には、貸付地等に附属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽等の原状回復を行ってください。その実施状況が良好であれば貸付地等の返還をすることができます。

また、返還に際しては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察に関する協定書（原則として貸付け地の返還後3年間）を双方協議の上で締結します。

なお、契約手続の際は、資金計画書において再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書に記載された廃棄等費用の内容を確認します。

別紙 国有林野有償貸付契約書

別紙様式2（第3の12関係）

国 有 林 野 有 償 貸 付 契 約 書

貸付者 国（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有林野の貸付契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを考慮し、常に適正に使用しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

(1) 所在地（別紙図面のとおり）

(2) 数量（面積）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（指定用途）

第3条 乙は、貸付物件を国有林野貸付申請書に記載した使用目的及び当該申請書に添付した利用計画に基づき、次に掲げる用途に自ら使用しなければならない。

用 途	数 量	用 途	数 量
-----	m ²	-----	m ²
-----	-----	-----	-----
-----	-----	計	-----

2 乙は、貸付物件を次に掲げる用に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」といいます。）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類する施設の用

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 乙は、やむを得ない事情により第1項に定める用途又は次条に定める期日を変更しようとするときは、あらかじめ、変更する理由、変更後の用途又は期日を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定期日）

第4条 乙は、貸付物件を 年 月 日までに前条第1項に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までの〇年間とする。

2 前項に定める期間の満了する2カ月前までに、甲又は乙から本契約の終了、解除又は変更に関し特段の意思表示がない場合には、本契約を更に〇年間更新し、更新後の貸付料は、甲から通知する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した貸付契約を更新する場合に準用する。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

（貸付料）

第7条 貸付料は、次に掲げる年額とする。

年次	期 間				貸 付 料		
第1年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円
第2年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円
第3年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円

(貸付料の納付)

第8条 前条に定める貸付料は、歳入徴収官の発行する納入告知書によって次に掲げる納付期限までに納付しなければならない。

年次	期 間				貸 付 料	納 付 期 限		
第1年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
第2年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
第3年次	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日
	自	年	月	日	至	年 月 日	円	年 月 日

2 乙は、前項の納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の納付期限までに貸付料を納付していない場合において、第5条第2項の規定により本契約の解除について意思表示を行ったとき、又は第21条の規定により契約が解除されたときは、貸付料及び延滞金の納付に係る債務の免除又は減額を請求することはできない。

4 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が貸付料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(貸付料の改定)

第9条 甲は、経済情勢の変動、国有財産関係法令の制定改廃その他の事情の変更により貸付料の算定方法を改正したときは、第7条の規定にかかわらず、将来に向かって貸付料を改定することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 甲は、違算その他正当な理由により第7条に規定する貸付料が不当であると認められるときは、その具体の理由を乙に示し、第8条の規定により納付された貸付料との差額分について追加支払いを求め、又は還付することができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(貸付料の還付)

第10条 乙は、第21条第2項の規定により契約が解除された場合を除き、第8条の規定により納付した貸付料の還付を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、貸付物件について種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分があることを理由として、民法（明治29年法律第89号）第559条において準用する第562条から第565条に規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに同法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還の請求を行うことができない。

(住所等の変更の届出)

第12条 乙は、その氏名又は住所等に変更があった場合は、これを証する書類を添えて、遅滞なくこれを甲に通知するものとする。

(転貸等の禁止)

第13条 乙は、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる転貸等の行為を行ってはならない。

(1) 貸付物件又はこれに設置した施設の全部若しくは一部を第三者に貸し付けること。

(2) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡すること。

(3) 貸付物件に設置した施設の所有権を移転し、若しくは管理経営を委託し、又は当該施設に抵当権を設定すること。

(実地調査等に係る義務)

第14条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況（状況写真を含む。）その他の事項について報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(標識等の設置・保全義務)

第15条 乙は、甲の指示に従い、貸付物件の区域を明らかにした境界標及び標識を設置し、その保全をしなければならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第16条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。
- (3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び扉並びに橋、鉄塔その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(立木の保護義務)

第17条 乙は、貸付物件にある立木（本契約締結後に天然に生じたものを含む。）を保護しなければならない。ただし、当該立木が第3条に定める用途に著しく支障を与える場合においては、甲の承認を受けて除去することができる。

(災害等の防止義務)

第18条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設を設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設を設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第15条又は第16条の定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲から第1項に定める措置を講ずるよう指導を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第19条 乙は、第3条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第4項において「貸付物件等」といいます。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第15条から第17条までの定めに基づき、甲の承認を受けた場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害（当該貸付物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。）を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

5 乙は、賠償責任保険への加入等、前項に定める賠償の責の履行に備えるものとする。

(原状回復義務)

第20条 乙は、第5条第2項の規定により本契約の終了又は解除について意思表示を行ったときは、貸付物件

に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で第5条に定める貸付期間が満了する日までに貸付物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により返還の延長につき甲の承認を受けたときは、貸付期間が満了した日の翌日から貸付物件を返還した日までの日数に応じて貸付料を日割りした額を貸付料相当額として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第21条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。
- 3 甲は、その必要がないと認めるときは、前2項の原状回復義務の全部又は一部について免除することができる。
- 4 甲は、本契約の終了又は解除に当たっては、貸付物件の面積規模及びその形質変更の程度等から、乙の形質変更行為に起因する土砂の崩壊、又は流出等の災害及び国の所有に属する立木の被害発生状況並びに緑化植栽木等の活着及び生育状況についての経過観察が必要と認める場合、その経過措置に関する協定書を甲乙協議の上で原則として締結するものとする。
- 5 甲は、乙が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。

(違約金)

第21条 乙は、第5条に定める貸付期間において、本契約に定める義務に違反したときは、次に掲げる金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| (1) 第4条、第13条から第18条までに定める義務に違反した場合 | 金 | 円 |
| (2) 第3条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合 | 金 | 円 |

- 2 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項又は同条第3項の期間について、甲の定める基準により算定した金額によることに合意する。なお、金額については甲から通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の一部と解釈してはならない。
- 4 乙は、違約金を納付期限までに納付しない場合は、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除又は変更)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第2項により準用する国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が第3条第2項に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠

償するものとする。

6 甲は、第3条第3項の規定により利用計画の変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるとは、当該部分の契約の変更を求めることができる。

この場合、乙は、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

7 甲は、第5条に定める貸付期間中に乙が契約の解除を申し出た場合は、本契約を解除することができる。
(損害賠償等)

第23条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 乙は、前項に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 乙は、損害賠償額を納付期限までに納付しない場合には、その翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第24条 乙は、貸付物件に必要な費、有益費（それぞれ、民法608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第26条 乙は、本契約締結後、次に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

所在地・現況地目・面積・契約年月日・年額貸付料・契約期間・契約相手方名・法人番号・用途・減額貸付の有無・定期借地権の設定の有無・価格形成上の減価要因

(疑義の決定)

第27条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、 森林管理署の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

年 月 日

貸付者 国
分任契約担当官

借受者 住所
氏名 (名称)

- (注) 1 使用契約の場合にあつては「貸付」を「使用」と変更して使用すること。
2 森林管理事務所にあつては「森林管理署」を「森林管理事務所」と変更して使用すること。
3 森林管理署の支署にあつては「森林管理署」を「森林管理署 支署」と変更して使用すること。
4 第6条の物件の引渡しについては、分割納付によらない場合（国有林野管理規程第30条第6号を適用しない場合）は、本文の後ろに、「ただし、貸付期間の初日までに貸付料が納付されない場合は貸付料が納付された日に引き渡したものとす。」を追記すること。
5 借受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、第11条の契約不適合責任に関する条項を削ること。
6 契約内容の公表に該当しない場合には、第25条を削除して使用すること。
7 契約内容を公表する場合であつて用途を宅地として貸付ける場合、第25条の公表する契約内容に「都市計画区域・用途地域・建蔽率・容積率」の項目を追加して使用すること。
8 森林管理事務所にあつては「分任契約担当官」を「契約担当官」と変更して使用すること。

評価項目（標準例）							
着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）		当該生物種の生息地等に共通する特徴（調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと				
大分類	中分類		小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項【※各回廊ごとに記載】
1 猛禽類・哺乳類等の保護に関すること							
猛禽類(留鳥型)の保護							
	イヌワシ	<ul style="list-style-type: none"> イヌワシは、崖地のある山地帯を繁殖地としていることが多く、山間部の開発により影響を受ける。 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 生息状況の情報収集 ② 行動圏 ③ 自然環境 ④ 営巣場所 ⑤ 繁殖状況 ⑥ 社会環境の情報 	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	イヌワシ	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地を営巣地からおおむね15km以上離すこと。 イヌワシの幼鳥の狩りの練習エリアは特に重要であるため、確実に位置を特定し、事業実施区域から確実に避けること。 夏季(展葉期)の狩場と冬季(落葉期)があることに留意し、両方を特定して事業実施区域から確実に避けること。 	
	クマタカ	<ul style="list-style-type: none"> クマタカは、山地の高木林に生息し、その巣は急斜面の樹木に作られることが多い。 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 行動圏 ② 自然環境 ③ 営巣場所 ④ 繁殖状況 ⑤ 社会環境の情報 	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	クマタカ	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。 「止まり場所」と「森への出入りの位置」からの季節別利用場所(位置、環境)の解析を行うことにより、行動圏を確実に特定すること。 【例示として九州地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> (個体数が多いものの、繁殖成績は全体的に低いことから、)繁殖成績の良いつがい(概ね30パーセント以上の繁殖成功率のつがい)の生息する谷の地域一帯を特に重要な保護対象とし、当該地域を開発範囲から確実に外すこと。 	
	オオタカ	<ul style="list-style-type: none"> オオタカは、平地から丘陵地の森林を繁殖地としていることが多い。事業の影響を回避・低減するためには、「営巣中心域」や重要な採食地を含む「高利用域」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境の情報 	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	オオタカ	(例) <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。 	

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
		オジロワシ オオワシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ オジロワシは日本国内（北海道等）で繁殖する個体と、ロシアで越冬し冬期に北海道等で越冬する個体がいる。海岸や湖沼周辺、河川流域の大木に営巣している。 ・ オオワシは冬期に、北海道、北方四島、本州北部・中部等で越冬する。越冬地では海岸や湖沼近くの針広混交林をねぐらにしている。 ・ こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境の 情報 	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期		(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
猛禽類(渡りをするもの)の保護							
	猛禽類(渡りをするもの)	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置によるルートの阻害や迂回することによるエネルギー・ロスの問題および死亡率の増加が考えられるため、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 種ごとの渡りルートの情報 種ごとの渡りの中継地における、餌場と休息地等の情報 	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営業期	(例) <ul style="list-style-type: none"> 地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> オオワシ、オジロワシ、トビ等 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ハチクマ、サシバ等 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 【例示として北海道地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 渡りをするオオワシとオジロワシが存在することに十分留意し、観察された個体が留鳥と渡り鳥のどちらに分類されるかを確実に把握すること。 	
その他希少な渡り鳥の保護							
	水鳥類	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その餌場、休息地等について、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 餌場と休息地の移動機能を維持するため、衝突リスクを解析、予測・評価し、必要に応じて影響を回避・低減する保全措置が取られていることが確認できる情報 	渡来する冬季を最低2シーズン（対象種による）	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> マガン、ヒシクイ等 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、半島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過する場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から避けること。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その渡りルート等について適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 渡りルート上で計画される場合、衝突リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が実施されていることが確認できる情報 	渡りの中心となる春季・秋季の年2回を最低2シーズン（地域による）	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ヤイロチョウ、ミゾゴイ、コルリ、コマドリ、コノハズク等 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、半島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過する場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から避けること。 希少猛禽類の定点観察を実施する際に、小鳥類の観察も並行して確実に実施すること。 	

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
希少な哺乳類の保護							
		哺乳類（コウモリ以外）	<ul style="list-style-type: none"> 地域により「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている種もあり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に関する情報 	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマ、ヒメヒミズ、トガリネズミ等 【例示として近畿中国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ニホンカモシカ、ニホンリス、樹上性哺乳類（ムササビ、モモンガ、ヤマネ等）等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 小型哺乳類の場合、行動域が狭いことを考慮し、風車や道路等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。
		洞窟性コウモリ	<ul style="list-style-type: none"> 洞窟内の天井のくぼみ等をねぐらとして利用する。 飛翔場所（林冠上空、林冠付近、林内等）が種により異なり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、移動経路の情報 移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バットストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報 	コウモリ類の活動期である春季～秋季を含む期間で継続的に調査	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として関東地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユピナガコウモリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> ねぐら（出産育雛場所）、採餌場所、移動経路（季節移動含む）等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、事業実施区域から避けること。 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置予定地をはおおむね50m以上離すこと。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
		森林性コウモリ	<ul style="list-style-type: none"> 枯死木や生立木の樹皮下や幹の割れ目、樹洞などをねぐらとして利用する。 飛翔場所（林冠上空、林冠付近、林内等）が種により異なり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、移動経路の情報 移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バットストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報 	コウモリ類の活動期である春季～秋季を含む期間で継続的に調査	（例） <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として中部地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クビワコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	（例）（順不同） <ul style="list-style-type: none"> ねぐら（出産育雛場所）、採餌場所、移動経路（季節移動含む）等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、事業実施区域から避けること。 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置予定地をはおおむね50m以上離すこと。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
2 マイクロハビタットの保全に関すること							
希少な爬虫類・両生類の保護							
	サンショウウオ類	<ul style="list-style-type: none"> 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体（繁殖期以外）は林床に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたサンショウウオ類に関して繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報。生息地となる林床に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> インヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、シコクハコネサンショウウオ等 【例示として東北地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ等 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 標高等により産卵時期が異なる場合や、産卵期が短い場合があることに十分留意し、調査適期を確実に把握すること。 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 山地性の小型サンショウウオについては、生息沢の周辺(おおよそ1km)とそれより上流部のエリアについては、事業実施区域から除くこと。 	
	イモリ類	<ul style="list-style-type: none"> 池、湿地等の止水域に多いが、林道の側溝や、大きな河川脇の水溜りなどでも見かけられることがある。 基本的に、流れのある河川には生息しない。繁殖期は春から初夏にかけて、卵を中の水草や枯葉に産卵する。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたイモリ類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として関東地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> アカハライモリ等 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 	
	ヘビ類	<ul style="list-style-type: none"> 種にもよるが水辺、草地、森林など比較的広い範囲に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたヘビ類に関して特に広葉樹林や水辺における生息状況に関する情報 	春季、夏季、秋季、冬季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 <ul style="list-style-type: none"> その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 		

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
		カエル類	<ul style="list-style-type: none"> 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体は林床や樹木に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたカエル類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。
希少な水生生物の保護							
		水生生物（魚類、水生昆虫類、底生生物、陸産貝類等）	<ul style="list-style-type: none"> 事業地周辺の溪流及び湿地等に生息している可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地熱発電施設から排出されるガス、冷却水が付近の生物相に大きな影響を与えるおそれがあることから、周囲の水環境に与える影響に関する情報 	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例)（順不同） <ul style="list-style-type: none"> 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴（調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項【※各回廊ごとに記載】
希少な昆虫類の保護							
		チョウ類	<ul style="list-style-type: none"> 成虫は、年1～3回発生し、幼虫期には種ごとに特定の植物を食草とすることが多い。 生息地は、森林、採草地、農地、河川堤防、山地草原等と種により様々である。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 希少チョウ類の生息・繁殖環境となっている草地（地域ごとにその群落構成種は異なる）の情報 	早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 希少ヒョウモンチョウ類、ギンイチモンジセセリ、ヒメチャマダラセセリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例) <ul style="list-style-type: none"> メタ個体群（ネットワーク化された生息地によってつながった集団）を形成する複数の生息地を特定し、事業実施区域から確実に除くこと。
		アリ類	<ul style="list-style-type: none"> 森林に隣接した草原を好む。晩春～初秋の暖かい時期に活動する。 種により営巣場所は多岐にわたり、営巣場所の選択性が比較的明確である。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	確認された希少アリ類に関して、 <ul style="list-style-type: none"> 生息環境の情報 食性に関する情報 営巣に関する情報 	活動期を含む早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	
		コウチュウ類	<ul style="list-style-type: none"> 変態は卵 - 幼虫 - 蛹 - 成虫という完全変態を行う。幼虫には翅はなく、成虫とは食物が違うものも多い。 種により食性も多様で、虫食、腐肉食、糞食、葉食、樹木食、樹液食、菌食、蜜食などがある。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	確認された希少コウチュウ類に関して、 <ul style="list-style-type: none"> 幼虫の生息環境の情報 食性に関する情報 成虫の生息環境の情報 	成虫が出現する時期を含む早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として九州地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> オオチャイロハナムグリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	
		トンボ類	<ul style="list-style-type: none"> 産卵は挺水植物や浮葉植物あるいは沈水植物の水面直下の生体組織内に行われ、幼虫は水中に生息し、小型の水生昆虫等を捕食する。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	確認された希少トンボ類に関して、 <ul style="list-style-type: none"> 幼虫の一般的な繁殖池となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報 	早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ムカシトンボ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
3 希少ないしは重要な植物群落の保護に関すること							
植物種の保護			<ul style="list-style-type: none"> 希少ないしは重要な植物種 希少種の生息（生育）環境を構成している植物種 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 種子植物その他主な植物に関する植物相の状況に関する情報 重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 種の同定には開花・結実期が適するため、文献等で生育が想定された対象種によっては、開花期が短いなど季節性が強い場合があることも留意し、調査時期を設定することが必要。 	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少ないしは重要とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている種 	<p>（例）（順不同）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業道や資材ヤードの仮設に伴う植物種の喪失を確実に防ぐこと。 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に防ぐこと。 地熱発電所の稼働後の排気ガスや排水が周囲の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事後調査による長期的なモニタリングを確実に実施すること。
植物群落の保護 ※特定の植物群落をマイクロハビタットとして利用する希少な動物種の保護については、「2 マイクロハビタットの保全に関すること」の評価項目により確認			<ul style="list-style-type: none"> 希少ないしは重要な植物群落 希少種の生息（生育）環境を構成している植物群落 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 種子植物その他主な植物に関する植生の状況に関する情報 重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況に関する情報 自然環境保全基礎調査の植生図で、植生自然度8以上とされる森林の情報 自然環境保全基礎調査における特定植物群落に関する情報 旧保護林に関する地域の情報 植生と希少動物種の関係性に関する情報（樹洞を利用する野鳥や昆虫等の種に関する情報など） 植生と希少植物種の関係性に関する情報（自然度の高い森林に依存する着生植物の情報など） 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少ないしは重要とされている群落 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている群落 	<p>（例）（順不同）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業道や資材ヤードの仮設に伴う植生の喪失や悪化を確実に防ぐこと。 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に防ぐこと。 地熱発電所の稼働後の排気ガスや排水が周囲の環境に与える影響を把握するため、事後調査による長期的なモニタリングを確実に実施すること。 事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、最下垂時の送電線の高さとの間に、十分な離隔距離をとること。 事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、風車のブレードの最下点との間に、十分な離隔距離をとること。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
		特別な個体の保護	<ul style="list-style-type: none"> 尾根部等の風衝地には、その場所の植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体が存在する。 それを伐開してしまうと、そこから連鎖的に枯れ上がりや倒木が進み、森林全体が消失してしまうため、確実に保護する必要がある。 このように、種そのものは希少でなくても、場所により特別な個体が存在する場合は、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域が風衝地であるか否かの情報 当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体の有無 その他、特別な個体が存在するか否かの情報 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 	（例） <ul style="list-style-type: none"> 当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体 その他その場所において特別な役割を果たす個体 	（例） <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域が尾根部に掛かる場合、その場所が風衝地かどうかを確実に把握するとともに、風衝地である場合は、その場所に生育する植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体を特定し、保護すること。

着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴 （調査・確認する背景）	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
4 緑の回廊の連続性の維持に関すること							
生態系の保護			<p>（上位性注目種）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境のつながりや比較的広い環境を代表し、栄養段階の上位に位置する、大型でかつ個体数の少ない肉食動物または草食でも天敵が存在しないと考えられる種 小規模な環境における栄養段階の上位に位置する種 <p>これらの生息場所が破壊されるとその存在に重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</p> <p>（典型性注目種）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物群集の多様性、生態遷移を特徴づける種・群集又は生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を果たすような種・群集（植物では現残量や専有面積の大きい種、動物では個体数が多い種等）で、これらの生息場所が破壊されるとその存在に重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活史、生息・生育環境条件等に関する特性 生息・生育している位置、個体数及び繁殖等の現況 生息・生育していると推定される行動圏又は生育分布地 行動圏又は生育分布地内における他の動植物との関係 推定される餌等の種類とその分布面積及びそれらの関係 	<ul style="list-style-type: none"> 動物：春季、夏季、秋季及び冬季の年4回（最低2シーズン） 植物：春季、夏季及び秋季の年3回（最低2シーズン） 	<ul style="list-style-type: none"> 上位性注目種 ※各回廊ごとに、対象地域における生態系内での様々な食物連鎖に留意し、環境のスケールに応じて、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種を選定すること 典型性注目種 ※各回廊ごとに、環境の階層的構造にも着目し、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種・群集を選定すること 	<p>（例）（順不同）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系の連続性を維持するために必要な回廊の幅（規模、形状）を確実に確保すること。 地域の動植物種にとって地球温暖化からの移動経路（避難経路を含む）となる自然環境の連続性を維持するために必要な回廊の幅を確実に確保すること。 構造物（擁壁、側溝等）による動植物の移動経路の分断を確実に避けること。 <p>※準備書のうち、「生態系」の項目や、個々の「動物」や「植物」の項目において、上記の内容を確認</p>